

佐久市保健福祉審議会 高齢者福祉部会 次第

日時 令和7年3月17日(月)

午後1時30分～

会場 佐久市役所議会棟 全員協議会室

1 開 会

2 自己紹介

3 審議会・部会の概要説明

4 部会長選出(職務代理者指名)

5 会議事項

- ・佐久市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画に係る進捗管理について
- ・保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果について
- ・その他

6 閉 会

佐久市保健福祉審議会 高齢者福祉部会委員名簿

任期：R6.1.30～R8.1.29(敬称略)

選出組織等	氏 名	備 考	出欠
識見者	渡 辺 か お り	ケイジン地域ケアセンター中込 管理者	
識見者	八 尋 道 子	佐久大学 看護学部教授	
医師会	雨 宮 雷 太	佐久医師会 会長	
人権擁護委員協議会	羽 毛 田 香 里	佐久人権擁護委員協議会 委員	
薬剤師会	今 牧 健 之	佐久薬剤師会 会長	
区長会	柳 澤 本 樹	佐久市区長会 会長	欠
社会福祉協議会	小 林 光 男	佐久市社会福祉協議会 会長	欠
民生児童委員協議会	的 場 正 芳	佐久市民生児童委員協議会 副会長	
栄養士会	柳 沢 喜 美 子	長野県栄養士会佐久支部 支部長	欠
シニアクラブ連合会	桜 井 美 智 子	佐久市シニアクラブ連合会 女性部長	欠
介護職域代表	鷹 野 理 恵 子	佐久市居宅介護支援事業者 連絡協議会 監事	欠

事務局

役 職	氏 名
福祉部長	遠 藤 修
高齢者福祉課長	渡 辺 孝 治
高齢者福祉課長補佐	吉 江 紀 子
高齢者事業係長	小 泉 誠
高齢者支援係長	小 林 亜 梨
介護保険事業係長	山 岡 香 苗
介護保険事業係	静 谷 隆 士
介護保険事業係	中 嶋 大 輔
介護保険事業係	桃 井 純
高齢者支援係	菊 池 和 恵
高齢者支援係	永 野 め ぐ み

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号

改正

平成22年3月29日条例第3号

佐久市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市

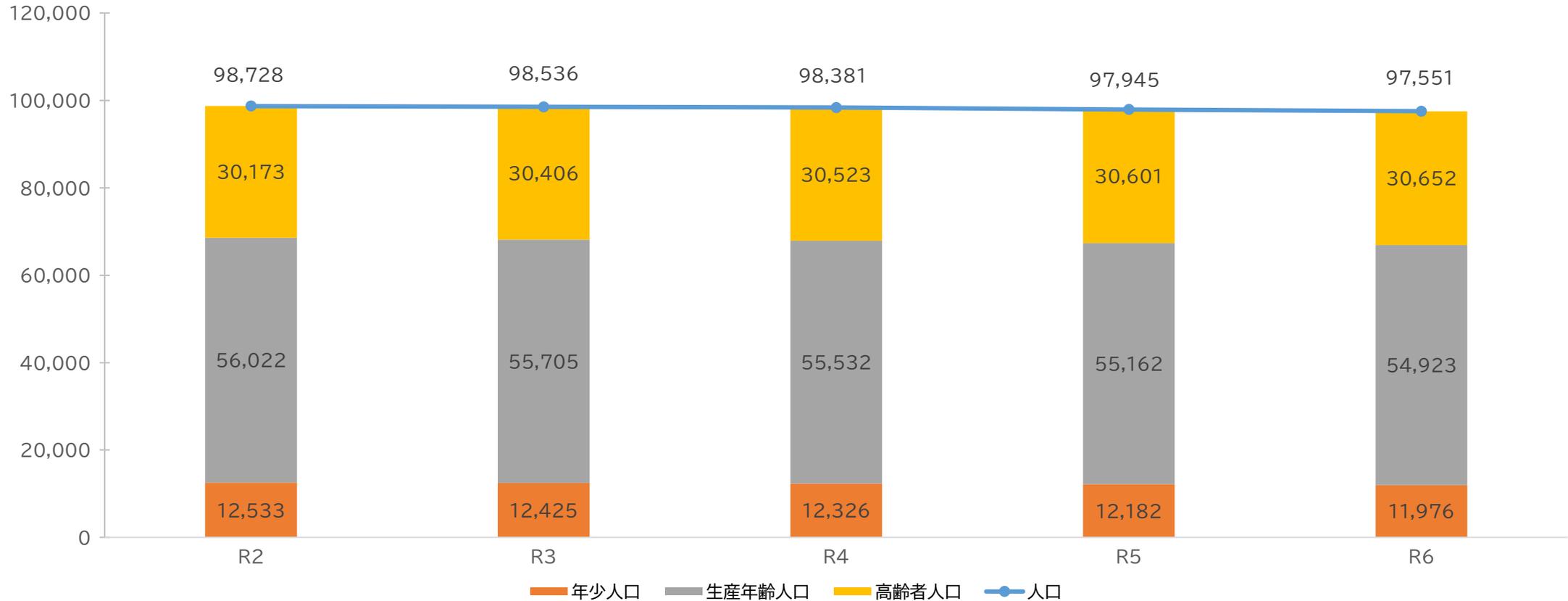
第9期介護保険事業計画の進捗状況

令和7年3月

佐久市福祉部高齢者福祉課

人口の状況

年齢別人口の推移

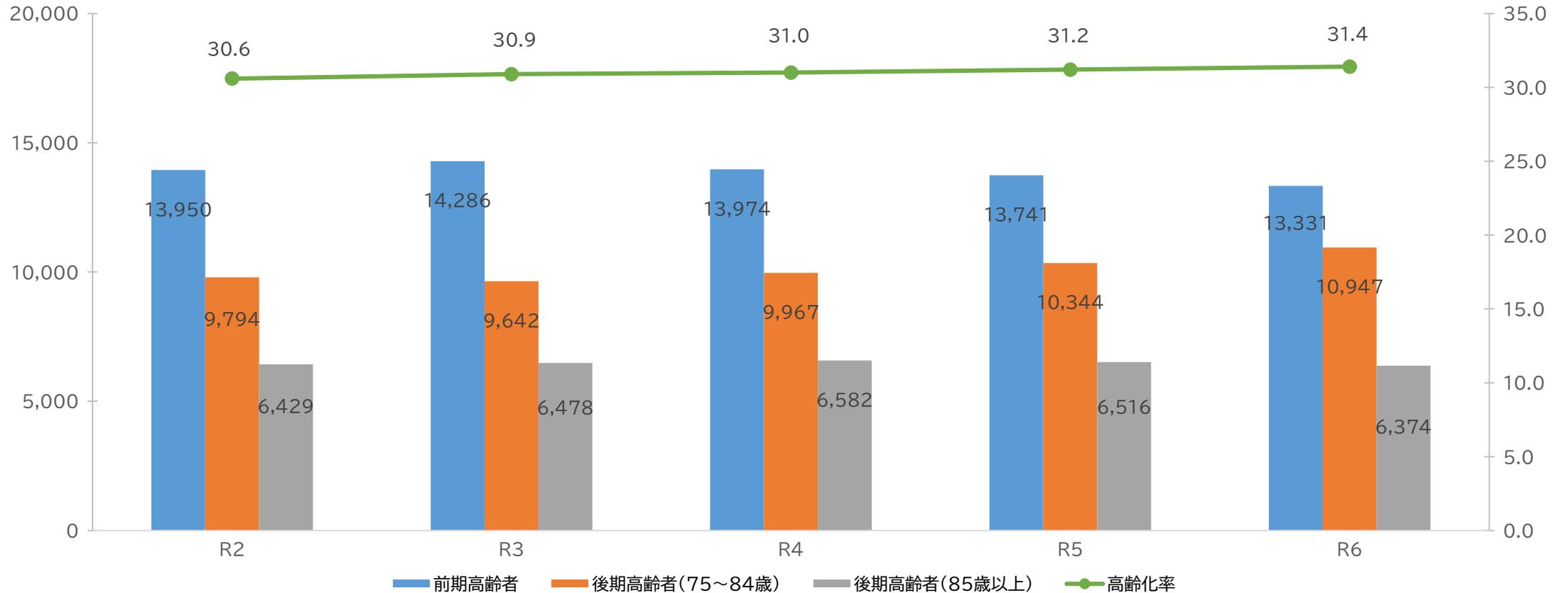


総人口は年々減少し、令和6年時点では97,551人となっています。
年齢3区分別でみると、年少人口及び生産年齢人口は年々減少しているのに対し、高齢者人口は増加傾向にあります。

佐久市情報政策課統計資料より引用(各年10月1日現在)

高齢者の状況

年齢区分別高齢者人口と高齢化率の推移

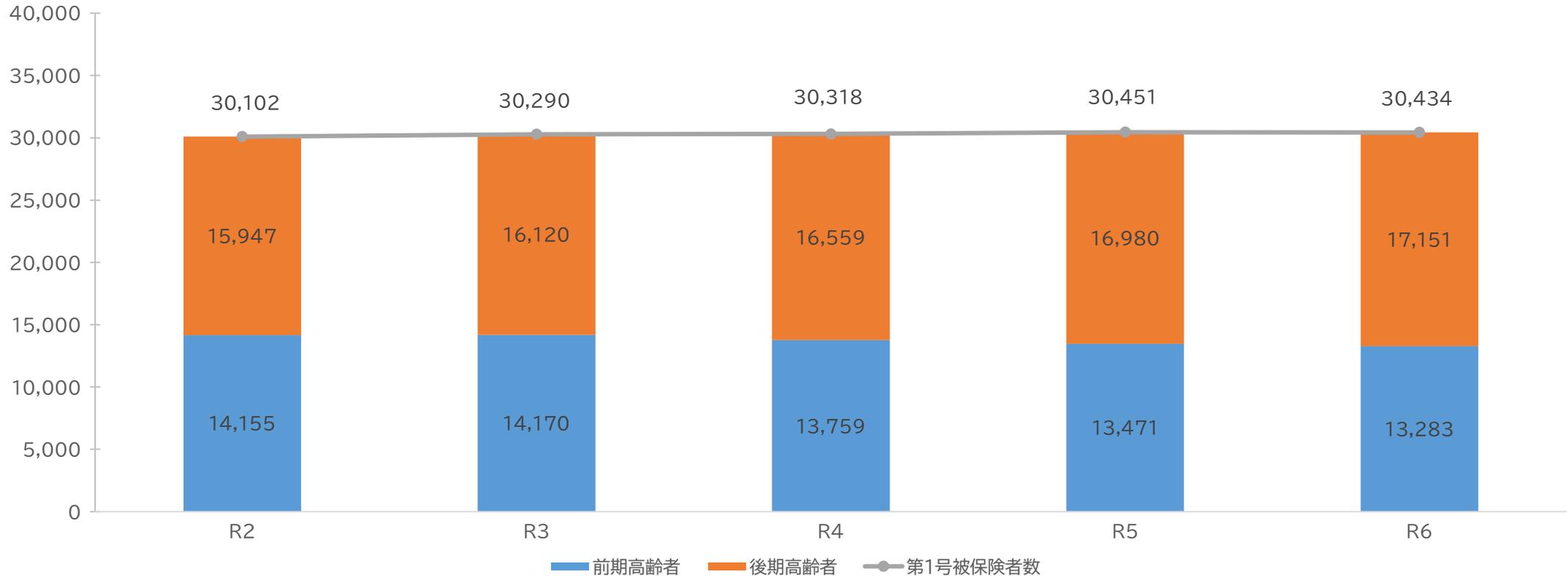


前期高齢者数はやや減少傾向であるのに対し、後期高齢者数は年々増加傾向にあります。高齢化率については、年々上昇しています。

佐久市情報政策課統計資料より引用(各年10月1日現在)

高齢者の状況

第1号被保険者数の推移



第1号被保険者数は、年々増加傾向にあります。
前期高齢者数はやや減少傾向であるのに対し、後期高齢者数は年々増加しています。

厚生労働省介護保険事業状況報告(年報)より引用(各年度3月31日現在)
※R6のみ9月末時点

高齢者の状況

要支援・要介護認定者数の推移

		R2	R3	R4	R5	R6	
第1号被保険者	被保険者数	30,102	30,290	30,318	30,451	30,434	
	認定者数	4,697	4,679	4,689	4,612	4,597	
		うち65～74歳	350	359	363	334	330
		うち75歳以上	4,347	4,320	4,326	4,278	4,267
	認定率(%)	15.6	15.4	15.5	15.1	15.1	
	要支援1	234	209	234	237	231	
	要支援2	604	609	634	645	640	
	要介護1	1,041	947	962	944	938	
	要介護2	866	889	910	881	901	
	要介護3	628	676	638	649	628	
	要介護4	799	792	788	753	768	
要介護5	525	557	523	503	491		
第2号被保険者 (認定者数)		50	57	55	48	51	

第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にありましたが、令和5年度についてはやや減少しています。
認定率について、令和5年度の数値は減少しています。

厚生労働省介護保険事業状況報告(年報)より引用(各年度3月31日現在)
※R6のみ9月末時点

介護保険事業費の状況

■居宅サービス

(単位:千円)

		R4	R5	R6(計画値)
1	訪問介護	934,668	905,149	1,016,171
2	訪問入浴介護	42,022	39,669	42,017
3	訪問看護	299,274	291,424	295,508
4	訪問リハビリテーション	15,951	15,489	16,180
5	通所介護	981,454	957,052	991,187
6	通所リハビリテーション	292,732	282,541	275,460
7	居宅療養管理指導	37,732	37,787	46,582
8	短期入所生活介護	281,128	266,274	244,953
9	短期入所療養介護(老健)	150,309	141,929	137,016
10	短期入所療養介護(介護医療院)	1,616	0	122
11	福祉用具貸与	298,866	284,380	294,470
12	特定施設入居者生活介護	191,373	260,201	282,253
13	住宅改修	6,515	7,580	7,520
14	特定福祉用具購入費	5,938	6,350	8,559
15	居宅介護支援	463,957	431,633	452,378
合 計		4,003,535	3,927,458	4,110,376

「特定施設入居者生活介護」について、令和5年3月に住宅型有料老人ホームから特定施設入居者生活介護への転換により、60床整備されたことにより給付費が増加しているものと考えられます。

介護保険事業費の状況

■地域密着型サービス

(単位:千円)

		R4	R5	R6(計画値)
1	認知症対応型通所介護	60,125	56,832	77,415
2	地域密着型通所介護	290,345	275,499	270,932
3	認知症対応型共同生活介護	321,991	323,829	382,966
4	小規模多機能型居宅介護	310,376	345,814	374,687
5	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16,441	16,216	32,333
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	61,686	61,717	66,073
	合計	1,060,964	1,079,907	1,204,406

概ね横ばいで推移していますが、「小規模多機能型居宅介護」について、令和4年度から令和5年度を比較してみると、やや増加傾向にあります。

介護保険事業費の状況

■施設サービス



(単位:千円)

		R4	R5	R6(計画値)
1	介護老人福祉施設	2,172,896	2,176,405	2,278,561
2	介護老人保健施設	1,080,028	1,101,379	1,120,862
3	介護療養型医療施設	119,892	32,727	0
4	介護医療院	7,840	19,222	15,141
合計		3,380,656	3,329,733	3,414,564

「介護療養型医療施設」について、令和5年度末に廃止になったことにより、給付費が減少しているものと考えられます。代わるサービスとして、「介護医療院」が示され、市内においても令和7年度から開設予定です。

介護保険事業費の状況

■介護予防居宅サービス

(単位:千円)

		R4	R5	R6(計画値)
1	介護予防訪問入浴	275	203	180
2	介護予防訪問看護	28,646	30,170	32,403
3	介護予防訪問リハビリテーション	5,429	5,701	7,379
4	介護予防居宅療養管理指導	2,219	3,058	3,087
5	介護予防通所リハビリテーション	63,612	62,933	59,555
6	介護予防短期入所生活介護	5,089	7,580	4,942
7	介護予防短期入所療養介護(老健)	1,466	943	699
8	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
9	介護予防福祉用具貸与	28,046	29,672	30,146
10	特定介護予防福祉用具購入費	2,037	1,597	1,902
11	介護予防住宅改修	3,260	4,926	12,459
12	介護予防特定施設入居者生活介護	3,498	2,973	2,645
13	介護予防支援	30,162	30,518	31,597
合 計		173,739	180,274	186,994

「介護予防居宅療養管理指導」や「介護予防訪問看護」など、何らかの疾患がある要支援の方への給付や、自立した日常生活動作のための「介護予防福祉用具貸与」などの給付費が増加傾向にあります。

介護保険事業費の状況

■介護予防地域密着型サービス

(単位:千円)

		R4	R5	R6(計画値)
1	介護予防認知症対応型通所介護	884	567	455
2	介護予防地域密着型通所介護	0	21	0
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	11,711	12,091	15,587
合計		12,595	12,679	16,042

「介護予防小規模多機能型居宅介護」について、給付費が増加傾向にあります。

介護保険事業費の状況

■標準給付費

(単位:千円)

		R4	R5	R6(計画値)
a	総給付費	8,631,489	8,530,067	8,932,382
b	高額介護サービス費	206,495	203,372	213,804
c	高額医療合算介護サービス費	23,495	25,547	24,002
d	特定入居者介護サービス費	252,130	240,596	300,972
e	審査支払手数料	8,269	8,027	8,208
	合計	9,121,878	9,007,609	9,479,368

令和4年度と令和5年度を比較してみると、「標準給付費」は減少傾向にあります。
この要因は、要介護認定者数が減少したこと、要介護状態となっても自立支援及び重度化防止に取り組めていること、また、介護給付費の適正な支給ができていることだと考えられます。

介護保険事業費の状況



■地域支援事業費

(単位:千円)

		R4	R5	R6(計画値)
a	総合事業	254,779	268,584	259,894
b	包括的支援事業	169,289	179,433	154,372
c	任意事業	23,036	30,123	41,864
合計		447,104	478,140	456,130

令和4年度と令和5年度を比較してみると、増加傾向にあり、その中でも、「介護予防・日常生活支援総合事業費」は国の定める上限を超えているのが現状です。

この総合事業費を適正な状態に戻すため、現在市では、高齢者の方が介護予防や重度化防止取り組めるよう、適正な介護予防ケアマネジメントの強化や地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、県の伴走支援を受けながら事業の見直し等を行っております。

- 基本目標 I 高齢者が健康で生きがいをもって活躍し、ともに支え合える社会づくり
- 基本方針 1 生きがいづくりと社会参加の促進

資料No. 3

施策の方向	番号	項目	第9期計画の位置付け・関係課等		第8期計画期間の実績		第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
			取組の概要	関係課等	該当ページ	R5年度実績（取組状況）	R6年度見込み（取組状況）			
ア 生きがいづくりの推進	1	シニアクラブ活動助成事業	単位シニアクラブやシニアクラブ連合会の活動を支援するとともに、市広報誌などを通じてシニアクラブ入会の周知を図ります。	高齢者福祉課	39	・単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会に活動費補助金を交付した。 (単位シニアクラブ：40クラブ 2,664人 1,228,600円、シニアクラブ連合会：455,000円) ・区長会総会及び市広報誌を通じて、シニアクラブ入会の周知を図った。	・単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会に活動費補助金を交付した。 (単位シニアクラブ：37クラブ 2,340人 1,090,400円、シニアクラブ連合会：455,000円) ・区長会総会及び市広報誌を通じて、シニアクラブ入会の周知を図った。	・高齢者の就業のあり方の変化などにより、シニアクラブのクラブ数及び会員は減少傾向にある。 ・高齢化の進捗により、敬老訪問事業（長寿、米寿）及び敬老会補助事業の対象者は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。 ・生きがい活動拠点施設の中には、老朽化が進んでいる施設があるため、改修等の対策が必要な状況にある。 ・建築後20年以上経過している施設が多いことから漏水等設備の老朽化による修繕が多くなっている。	・市広報誌などを通じて、引き続きシニアクラブ入会の周知を図る。 ・敬老訪問事業について、対象者の増加を踏まえた事業のあり方を検討する。米寿祝事業については、R7より事業内容見直しして実施予定。 ・生きがい活動拠点施設について、個別施設計画に基づき必要な改修等を行い、引き続き適切な施設運営に努める。 ・施設から修繕要望箇所をヒアリングし、緊急性の高い箇所から優先的に工事または修繕を行う。	
	2	長寿・米寿お祝い事業	長寿・米寿を祝福するため祝品などを贈呈し、敬老の意を表します。	高齢者福祉課	40	・長寿及び米寿の方を訪問し、祝品等を贈呈することで敬老の意を表した。 (長寿訪問者：79人、米寿訪問者：697人)	・長寿及び米寿の方を訪問し、祝品等を贈呈することで敬老の意を表した。 (長寿訪問者：93人、米寿訪問者：684人)			
	3	敬老会補助事業	各地区で開催する敬老行事を支援するため、経費の一部を補助します。	高齢者福祉課	40	・区及び地区敬老会に補助金を交付した。 (163地区 6,788,424円)	・区及び地区敬老会に補助金を交付した。 (170地区 7,035,300円)			
	4	生きがい活動拠点運営事業	施設を安全に利用できるよう、適切な維持及び改修を行うとともに、個別施設計画などに沿った施設運営を進めます。	高齢者福祉課	40	・施設の劣化状況等に応じた修繕を実施した。 (修繕5件 32,735千円)	・施設の劣化状況等に応じた工事・修繕を実施した。 (工事5件 138,310千円、修繕6件 37,340千円)			
	5	公民館活動事業	基幹となる中央公民館のほか、公設の7地区館において、それぞれ多彩な講座を開催するほか、様々な学習グループの生涯学習活動や地域の人のつながりを支援します。	生涯学習課	40	・中央公民館と7地区館で、通信俳句講座・市民ふれあい学級・世代間交流学級などを開催した。 (開催回数：274回) ・年間を通し学習グループの活動を支援した。 (登録：219グループ)	・中央公民館と7地区館で、通信俳句講座・市民ふれあい学級・世代間交流学級などを開催した。 (開催回数：R5と同程度) ・年間を通し学習グループの活動を支援した。 (登録：214グループ)	・公民館活動については、受講者が求めていることを把握し、新たな講座等も開催していく必要がある。 ・学習グループの数は減少傾向にある。	・アンケートの実施や受講者・来館者との交流などにより把握できる住民ニーズに基づき、新たな講座開催を検討する。 ・参加者の多い公民館主催の講座等から学習グループへ移行できるよう支援していく。	
	6	創錬の森 市民大学・大学院	65歳以上を対象に、教養を深め仲間づくりを図り、人間性豊かな生きがいのある生活を送ることができるよう、創錬の森 市民大学・大学院を開設し、年間を通じ講義や実技などの各種講座を開催します。	生涯学習課	40	・大学：5月～2月まで開催。午前は健康、歴史、芸術等の講義を開催。午後は班に分かれ、創作実技活動を行った。 (開催：年18回 学生数：114人) ・大学院：5月～2月まで大学と合同講義10回、独自3回開催。地域や団体活動のリーダーとしての必要な知識や技能等の習得を支援。 (開催：年13回 学生数：14人)	・大学：5月～2月まで開催。午前は健康、歴史、芸術等の講義を開催。午後は班に分かれ、創作実技活動を行った。 (開催：年18回 学生数：121人) ・大学院：5月～2月まで大学と合同講義10回、独自3回開催。地域や団体活動のリーダーとしての必要な知識や技能等の習得を支援。 (会計：年13回 学生数：17人)	・新型コロナウイルス感染症が5類になり、年間を通し活動が活発にできるようになってきた。 ・参加者が高齢者であるため、野外活動などは安全に活動できるよう注意が必要。 ・参加者が固定化しているが、R5に比べるとR6は新しい参加者も増えた。	・引き続き高齢者の生きがい・仲間づくりのために魅力ある講義内容を計画していく。 ・野外活動などは無理のない行程を検討する。 ・参加者の年齢幅があるが、若い世代にも参加していただくよう呼びかけていく。 ・大学院では実技を取り入れ、地域に学んだことを還元できる体制を作っていく。	
	7	図書館	文字が見えづらい方も読むことができる大活字本や電子書籍、障がいにより読書が困難な方が利用できる録音図書（DAISY図書）・アクセシブルライブラリー（電子書籍）の提供、市内を巡回する移動図書館車による図書サービスなど、読書活動や調べものの支援を行います。	中央図書館	40	・電子書籍、アクセシブルライブラリーは市町村と県による協働電子図書館「デジとしよ信州」により提供している。 ・蔵書冊数を増やし、利用者に提供した。 (大活字本46冊、DAISY図書13冊) ・移動図書館車の巡回を実施した。	・電子書籍、アクセシブルライブラリーは市町村と県による協働電子図書館「デジとしよ信州」により提供している。 ・蔵書冊数を増やし、利用者に提供した。 (大活字本47冊、DAISY図書12冊) ・移動図書館車の巡回を実施した。利用者からの要望により、巡回場所にグループホームを1か所追加した。	・電子書籍、アクセシブルライブラリーは、新規の利用登録者が少ない。 ・大活字本、DAISY図書の累計の蔵書冊数は増加している。	・市広報誌などを通じて、電子書籍、アクセシブルライブラリー、移動図書館車などのサービスの周知を図る。 ・大活字本、DAISY図書については引き続き蔵書冊数を増やし、利用の促進を図る。	
イ 高齢者の社会参加の促進	8	おでかけ栄養教室【新規】	独居高齢者の孤食の現状を踏まえ、食や栄養に関する知識の普及や関心の向上及び共食の機会の増加を図るため、公民館などの身近な場所に栄養士・管理栄養士が出向き、栄養講話や調理実習を行います。	高齢者福祉課	41	・地区サロン等へ出向き、栄養講話やびんころいろはかるた等を実施した。また、食生活改善推進協議会と連携し、試食や調理実習を実施した。 (実施回数：34回 参加者：765人)	・地区サロン等へ出向き、栄養講話やびんころいろはかるた等を実施した。また、食生活改善推進協議会と連携し、試食や調理実習を実施した。 (実施回数：50回 参加者：850人)	・新型コロナウイルス感染症が5類となり、徐々に地域での活動が再開されており、派遣数も増加してきている。試食等も再開され、依頼も増えている。	・今後も関係機関・団体との連携を図り、地域での活動支援を継続していく。	
	9	通いの場への講師派遣事業	住民が身近な場所で介護予防について学んだり、交流を図ることができるよう、地域の通いの場へ専門職などの講師の派遣を行います。	高齢者福祉課	41	・公民館等の通いの場に専門職が出向き、講話等を実施した。 (基本方針Ⅱ「健康講話・健康相談」参照)	・公民館等の通いの場に専門職が出向き、講話等を実施した。 (基本方針Ⅱ「健康講話・健康相談」参照)			
	10	佐久シルバー人材センター運営事業	高齢者の生きがい対策や就業機会の確保を図るよう、佐久シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者福祉課	41	・佐久シルバー人材センターへ運営補助金を交付した。 ・入会案内やスマホ教室講座の案内を窓口に設置及び配布をして周知した。	・佐久シルバー人材センターへ運営補助金を交付した。 ・入会案内やスマホ教室講座の案内を窓口に設置及び配布をして周知した。			

	11	佐久市市民活動サポートセンター運営事業	幅広い年代の方が参加できる機会を提供できるよう、佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、協働につながるイベントや交流会を開催します。	広報広聴課	41	・協働の意識醸成に向けた出会い、交流の場として「カフェさくさぼ」を開催。飼い主のいない猫へのTNR活動（不妊去勢手術の実施）について、民間と行政が協働で取り組むことの意義や課題等について意見交換を行った。 （カフェさくさぼ 開催回数：2回 延参加者：48人） ・協働に関する基本的な枠組みや具体的な進め方について、事例紹介やワークショップなどの交流会を開催。 （交流会in望月 参加者：25人、まるキャンフェス 参加者：92人）	・協働の意識醸成に向けた出会い、交流の場として「カフェさくさぼ」を開催。地域の祭りやボランティアなどに関心がある学生や若者と学生や若者と協働で取り組みたい大人の意見交換を行った。 （カフェさくさぼ 参加者：29人） ・協働に関する基本的な枠組みや具体的な進め方について、事例紹介やワークショップなどの交流会を開催。 （区長さん・役員さんおしゃべり会 参加者：53人、PTAおしゃべり会 参加者：13名）	・民間と行政が協働で取り組むことの意義や課題について意見交換をおこなったが、「行政がやってくれる」「ボランティアがやってくれる」という考えが根深く、課題解決に向けた自発的な行動意識の醸成には至っていない。	・引き続き民間と行政等の事例紹介を含めた、意見交換会や交流会を実施し、協働の意識醸成を図る。
	12	佐久市無料職業紹介所さくさくワーク	就労を希望する高齢者のために、ハローワークや企業と連携し、相談者の経験・知識・技能を活かした就労先へのマッチングを図ります。	商工振興課	41	・就労を希望する高齢者へ就職支援員による相談を行った。 （高齢者（65歳以上）の相談件数：16件）	・就労を希望する高齢者へ就職支援員による相談を実施。 （高齢者（65歳以上）の相談件数：10件）（R7.2現在）	・さくさくワークの相談件数のうち、高齢者（65歳以上）からの相談件数は約1～2割ほどとなるが、さくさくワークの相談件数自体が開所当初より減少しており、また取り扱っている求人もほとんどがハローワークのものと重複するため、市の職業紹介所としての役割はおおよそ果たされたものと考えられる。	・市の職業紹介所としての役割はおおよそ果たされたものと考え、令和7年3月末をもってさくさくワークは閉所する。閉所に伴い、今後求人のおっせんは出来なくなるが、就職支援員による就労に関する相談などは、相談者の求めに応じて今後も実施していく。
	13	佐久市生涯学習リーダーバンク	自己の知識・技術・技能・経験などを活かす生涯学習リーダーバンクへの登録を奨励し、高齢者の活躍の場の創生、社会参加・社会貢献を支援します。	生涯学習課	41	・佐久市リーダーバンクの登録を行った。 （登録分野：41分野 登録件数：115件（個人：104件 団体：11件））	・佐久市リーダーバンクの登録を行った。 （登録分野：43分野 登録件数：119件（個人：108件 団体：11件））	・登録分野、登録件数は微増しているが、指導者の高齢化等により今後登録数の減少が危惧される。	・創練の森 市民大学・大学院の卒業生などを対象に広く周知を行い、登録者の確保に努める。
	14	佐久市ボランティアセンター	特技などを活かしたボランティア活動をしたい人と、ボランティアを募集するグループや団体をつなぎ、ボランティア活動を推進します。	佐久市社会福祉協議会	42	・ボランティアセンターの機能充実を図り、ふれあいいきいきサロン等で収集した情報や住民のニーズに沿ったボランティアの受付、登録、活動紹介を行った。 ・ボランティア登録したグループ等が、各ボランティアセンターを利用し活動を行った。 （ボランティア団体：78団体 ボランティア登録者：2,121人）	・ボランティアセンター機能の充実を図り、ふれあいいきいきサロン等で収集した情報や住民のニーズに沿ったボランティアの受付、登録、活動紹介を行った。 ・ボランティア登録したグループ等が、各ボランティアセンターを利用し活動を行った。 （ボランティア団体：89団体 ボランティア登録者：2,382人）	・多くの市民に向け、ボランティアを養成する講座開催のPRが必要である。 ・積極的に地域へ出向き、地域の困りごと等のニーズ把握を行う必要がある。 ・ボランティアセンターの知名度を上げる必要がある。 ・社会福祉協議会ホームページ等にボランティア情報や事業の取組について掲載するなど、活動の周知を行う必要がある。	・地区サロンへ出向き、世話人や参加者からの地域の困りごとや要望について収集をする。 ・広報誌やSNS等を活用し、ボランティアセンター事業の紹介を行う。 ・ボランティア情報や取組についてホームページ等で紹介できるよう作成する。
	15	ふれあいいきいきサロン事業	高齢者が地域の中で孤立したり、閉じこもりに陥ったりしないよう定期的に集まり、交流する場や介護予防、認知症予防などの講話を取り入れ、ふれあいいきいきサロンの開催を促進するため、開催主体に対し助成します。	佐久市社会福祉協議会	42	・地区集会所等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、区単位でふれあいいきいきサロン（お茶飲み会）を開催した。 ・市や地域包括支援センター等と連携し、未開催地区の立ち上げを図り、市内全地区での開催を目指して周知を行った。 （佐久 開催地区：57地区 延参加者：3,939人） （臼田 開催地区：12地区 延参加者：802人） （浅科 開催地区：7地区 延参加者：1,336人） （望月 開催地区：6地区 延参加者：325人） （合計 開催地区：82地区 総延参加者：6,402人）	・地区集会所等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、区単位でふれあいいきいきサロン（お茶飲み会）を開催した。 ・市や地域包括支援センター等と連携し、未開催地区の立ち上げを図り、市内全地区での開催を目指して周知を行った。 （合計 開催地区：90地区 延参加者：7,000人）	・サロンの参加者が固定化しないよう、参加の呼びかけ方法について工夫が必要である。 ・コロナ禍前に比べて、サロンの開催区数・延参加者数が減少している。 ・サロンで取り組むプログラム内容に悩んでいる世話人が多い。 ・新規にサロンを立ち上げる区が少ない。 ・サロン未開催区に対し、社会福祉協議会として開催できるよう働きかけが必要である。	・高齢者等が楽しめるプログラムの情報収集を行う。 ・未開催区へ、市や地域包括支援センター等の関係機関と連携して出前講座等を実施し、新規立ち上げを促す。 ・サロンパンフレットを、未開催地区の区長・民生委員へ配布して働きかけを行う。
ウ 地域づくりの担い手育成の推進	16	おたっしや応援団育成塾（基礎講座・レベルアップ講座）	介護予防活動を実践できる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや自発的な活動が実践されるための基盤づくりを行います。	高齢者福祉課	42	・お達者応援団育成塾（基礎講座・レベルアップ講座）を実施した。 （延参加者：基礎講座 333人、レベルアップ講座 49人）	・お達者応援団育成塾（基礎講座・レベルアップ講座）を実施した。 （延参加者：基礎講座 437人、レベルアップ講座 112人）	・R5より参加者は増加してきている。 ・2年目の参加となる、レベルアップ講座の参加者が少ない。	・これまで2年間かけて行っていた内容を見直し、1年間で回数と時間を増やして行う。 ・R7はレベルアップ講座も実施し、参加者の確保に努める。

17	地域福祉講座	今まで培ってきた経験や知識を地域の中で活かすことができるよう、ボランティアの人材育成を目的に講座を開催します。	佐久市社会福祉協議会	42	・地域福祉・ボランティアの講座を開催した。 1回目 講話「ボランティアってなあに」 2回目 講話「地域福祉活動とはなにか」 (参加者：54人)	・地域福祉講座を開催した。 内容：講演会「生活困窮・ひきこもり・孤立孤独・子ども若者…誰も取り残さない地域づくりへ！」 (参加者：41人)	・サロン体験会を年度で1回開催しているが新規にサロンを立ち上げる区が少ない。 ・世話人交流会を年1回開催している。 ・世話人交流会でプログラムの内容等の情報提供を行う必要がある。	・今後もサロン体験会を開催し、未開催区や再開を検討している地区に働きかけを行う。 ・体験会に多くの方に参加していただけるよう、内容を検討する。 ・世話人交流会等で、サロン参加者の呼びかけ方法等について情報交換をする。またその他の悩みについても世話人同士で情報交換を行い解決できるようにしていく。
18	ふれあいいきいきサロン体験会	ふれあいいきいきサロン事業を再開するきっかけづくりとして、区長、民生児童委員、世話人などを対象にした体験会を開催します。	佐久市社会福祉協議会	43	・区長、民生児童委員、世話人等を対象に、新型コロナウイルス感染症が5類になり、サロン事業を再開するきっかけづくりとして体験会を開催した。 内容：社協に出来ること、市にできること、サロン体験「体操」 (参加者：臼田会場 45人、浅科会場 36人)	・区長、民生児童委員、世話人等を対象に、新型コロナウイルス感染症が5類になり、サロン事業を再開するきっかけづくりとして体験会を開催した。 内容：社協に出来ること、市にできること、サロンを企画してみよう、モルック体験 (参加者：49人)		
19	ふれあいいきいきサロン世話人交流会	ふれあいいきいきサロン世話人などを対象に、資質向上と世話人同士の情報交換のため、世話人交流会を開催します。	佐久市社会福祉協議会	43	・ふれあいいきいきサロン世話人等を対象に、資質向上と世話人同士の情報交換のため、世話人交流会を開催した。 内容：サロンのいろは（事業説明）、お役立ちメニュー紹介、ヘルマンハープ、腹話術、健康講話、事例発表 (参加者：望月会場 31人、佐久会場 40人)	・ふれあいいきいきサロン世話人等を対象に、資質向上と世話人同士の情報交換のため、世話人交流会を開催した。 内容：事例発表、交流会、チャレンジ号（交通安全）の紹介 (参加者：60人)		

●基本方針 2 高齢者の健康づくりと介護予防・フレイル予防と自立支援・重度化防止の推進

第9期計画の位置付け・関係課等						第8期計画期間の実績		第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	番号	項目	取組の概要	関係課等	該当ページ	R5年度実績（取組状況）	R6年度見込み（取組状況）				
ア 若年期から継続した健康づくりの推進	20	特定健診・特定保健指導	国民健康保険被保険者（40～74歳）を対象に、生活習慣病の予防を目的に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着眼した健康診査（特定健診）を行います。また、その結果で生活習慣病のリスクが高い方を対象に、生活習慣改善のための保健指導（特定保健指導）を実施します。	健康づくり推進課	44	・国民健康保険被保険者（40～74歳）を対象に、健康診査（特定健診）を行った。 （特定健診受診者：5,925人 健診受診率：44.0%） （特定保健指導利用者：306人 特定保健指導利用率：54.0%） ・受診率向上のため、医療側からのアプローチも行っていただけるよう、医療機関を訪問し個別健診やみなし健診の実施依頼を行った。	・国民健康保険被保険者（40～74歳）を対象に、生活習慣病の予防を目的に健康診査（特定健診）を行った。 ・特定健診の結果で生活習慣病のリスクが高い方を対象に、生活習慣改善のための保健指導（特定保健指導）を行った。			・健診未受診の方の意識調査では、かかりつけ医で定期受診があるため健診は必要ないと考えている方が多くいることが分かっている。 ・医療中心の介入となっており、介護予防に向けた視点が薄くなっている。	・今後も、医療機関への周知や対象者へのはがき送付等により、受診勧奨を行っていく。また、保健指導の利用について医療側からも助めていただけるよう、医療機関へ依頼していく。 ・保健指導を利用しやすくするため、オンライン面談の導入をすすめる。 ・医療のみでなく、介護予防の視点も取り入れた支援につながるよう、対象者の選定基準の見直しを行う。
	21	後期高齢者健康診査（フレイル健診）	75歳以上の後期高齢者を対象に、生活習慣病の発症や重症化予防、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）の予防を目的とした健康診査（フレイル健診）を実施します。	健康づくり推進課	44	・75歳以上の後期高齢者を対象に、健康診査（フレイル健診）を行った。 （健診受診者：4,006人 健診受診率：25.6%） （長野県後期高齢者医療広域連合算出）	・75歳以上の後期高齢者を対象に、生活習慣病の発症や重症化予防、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）の予防を目的とした健康診査（フレイル健診）を行った。				
	22	歯周病（義歯）検診 がん検診 骨粗しょう症検診	35歳以上の方を対象に、う蝕や歯周病の有無、義歯の適合状態など、口腔内診査及び歯科保健指導を行う歯周病（義歯）検診を無料で実施します。 種別ごとの対象年齢において、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんなどの各種がん検診、骨粗しょう症検診を実施します。	健康づくり推進課	44	・35歳以上の方を対象に、歯周病（義歯）検診を行った。 （地域集団健診：30日 受診者：710人） ・医療機関や地域集団健診、車健診（子宮がん、乳がん、肺がん）にて各種がん検診を実施した。 ・R5から骨粗しょう症検診（集団）を開始した。	・35歳以上の方を対象に、歯周病（義歯）検診を行った。 （地域集団健診：27日 受診者：669人） ・種別ごとの対象年齢において、各種がん検診、骨粗しょう症検診を行った。				
	23	低栄養・生活習慣病重症化予防指導	生活習慣病の重症化や低栄養による要介護状態への移行を予防するため、健康診断の結果から、主に低栄養の方、高血圧・糖尿病の未治療者及びコントロール不良の方、慢性腎臓病（CKD）の疑いのある方を対象に、保健指導を行います。	高齢者福祉課	44	・健診結果から対象者を抽出し、電話・訪問等により保健指導を実施した。 （対象者：糖尿病未受診・中断 42人、糖尿病性腎症ハイリスク 133人、CKD 126人、高血圧未受診 45人、高血圧ハイリスク 22人、低栄養 208人）	・健診結果から対象者を抽出し、電話・訪問等により保健指導を実施した。 （対象者：糖尿病未受診・中断 52人、糖尿病性腎症ハイリスク 150人、CKD 140人、高血圧未受診 28人、高血圧ハイリスク 32人、低栄養 138人）				
	24	口腔機能低下予防事業（オーラルフレイル予防）	口腔機能低下（オーラルフレイル）による要介護状態への移行を予防するため、健康診断時の後期高齢者質問票から、口腔機能低下（オーラルフレイル）のリスクが高い方を対象に、口腔機能向上指導及び必要に応じて歯科医療機関の受診勧奨を行います。	健康づくり推進課	44	・健診診断時の後期高齢者質問票から対象者を抽出し、口腔機能向上指導及び必要に応じて歯科受診勧奨をした。 （対象者：175人）	・健康診断時の後期高齢者質問票から対象者を抽出し、口腔機能向上指導及び必要に応じて歯科受診勧奨をした。 （対象者：92人）				

	25	健診結果（運動）からの介護予防普及啓発	健康診断の結果から運動機能低下のリスクがある方に対し、チラシなどを郵送し運動についての重要性の周知や、運動教室などの紹介を行います。	高齢者福祉課	44	令和6年度から開始	・健康診断の結果から対象者を抽出し、運動の重要性と運動教室（ほねぶと健康クラブ）の紹介チラシを郵送し、周知した。（対象者：175人）		
	26	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	KDBシステムなどを活用し、医療・健診・介護レセプトのデータを分析して把握した地域の健康課題に基づき、庁内で連携し、医療専門職による個別支援（ハイリスクアプローチ）、通いの場での健康づくりやフレイル予防の普及啓発（ポピュレーションアプローチ）を行います。	高齢者福祉課	45	・健康づくり推進課と連携し、低栄養・生活習慣病重症化予防指導や地区サロン等での健診受診勧奨や健康講話などを実施した。（「低栄養・生活習慣病重症化予防指導」及び「健康講話・健康相談」参照）	・健康づくり推進課と連携し、低栄養・生活習慣病重症化予防指導や地区サロン等での健診受診勧奨や健康講話などを実施した。（「低栄養・生活習慣病重症化予防指導」及び「健康講話・健康相談」参照）		
	27	栄養相談	食生活の評価や改善が必要と思われる方に対し、栄養士・管理栄養士が電話や訪問などにより、個々の状態に合わせた支援を行います。	高齢者福祉課	45	・訪問や来所、電話等により、個別で栄養相談を実施した。（実施件数：55件、対象者：62人）	・訪問や来所、電話等により、個別で栄養相談を実施した。（実施件数：55件、対象者：60人）		
イ 介護予防・フレイル予防の推進	28	65歳への介護予防普及啓発	健康寿命の延伸や互助の地域づくりを目的に、介護予防の必要性や社会参加の重要性について周知を図るため、65歳になる方へチラシを郵送し普及啓発を行います。	高齢者福祉課	46	・65歳になる方への介護保険保険証送付時に介護予防や社会参加についてのチラシを同封し、普及啓発を行った。（対象者：1,222人）	・65歳になる方への介護保険保険証送付時に介護予防や社会参加についてのチラシを同封し、普及啓発を行った。（対象者：1,300人）	・コロナウイルス感染症が5類となって以降、徐々に地域での活動が再開されてきており、職員派遣の依頼も増加傾向にある。 ・市主催の介護予防教室について、参加者が固定しており、新規申込者が少ない傾向にある。 ・リハビリ同行訪問は外部の理学療法士にも依頼し件数が増加しているが、担当者により評価に違いがある。	・介護予防に向けた取組について、より多くの方が活動できるよう、市ホームページ等も活用しながら周知していく。 ・リハビリ同行訪問について、担当者間で自立支援に向けた視点などを再度共有し、効果的な実施に取り組んでいく。
	29	75歳・80歳おたっしや訪問事業	75歳、80歳の介護保険サービスを利用していない方に対し、医療専門職が自宅を訪問し、健康状態の確認や介護予防に関する普及啓発、各種サービスの情報提供を行います。	高齢者福祉課	46	・75歳、80歳の介護保険サービスを利用していない方へ、訪問・来所・電話で健康状態の確認や介護予防に関する普及啓発、各種サービスの情報提供を行った。（対象者：75歳 1,257人、80歳 933人）	・75歳、80歳の介護保険サービスを利用していない方に対し、訪問、来所、電話で健康状態の確認や介護予防に関する普及啓発、各種サービスの情報提供を行った。（対象者：75歳 1,382人、80歳 919人）		
	30	はつらつ音楽サロン	認知機能の維持向上を図るため、音楽を通して心身の安定を図り、大きな声で歌うことで脳を刺激するはつらつ音楽サロンを開催します。	高齢者福祉課	46	・65歳以上の見守りや介助を必要としない方を対象に、音楽療法士などの専門の講師に依頼し、市内6会場で開催した。（延実施回数：48回 延参加者：2,330人）	・65歳以上の見守りや介助を必要としない方を対象に、音楽療法士などの専門の講師を依頼し、市内6会場で開催した。（延実施回数：48回 延参加者：2,589人）		
	31	転倒骨折予防事業（ほねぶと健康クラブ）	理学療法士や健康運動指導士などが中心となって、転ばないための身体づくりを実践指導し、自主的な運動に向けての動機付けを行います。	高齢者福祉課	46	・転倒予防のための運動・講話を、市内13会場で開催した。（延実施回数：156回 延参加者：2,502人）	・転倒予防のための運動・講話を、市内13会場で実施した。（延実施回数：156回 延参加者：2,500人）		
	32	健康講話・健康相談	健康づくりやフレイル予防への関心を高めるため、地区サロンなどの通いの場へ保健師・理学療法士・管理栄養士・薬剤師など様々な専門職が出向き、健康講話や健康チェック（血圧測定・握力測定など）、健康相談などを行います。	高齢者福祉課	46	・専門職が地区サロンなどの通いの場へ出向き、健康講話等を実施した。（延実施回数：137回 延参加者：3,072人）	・専門職が地区サロン等の通いの場へ出向き、健康講話等を実施した。（延実施回数：170回 延参加者：3,300人）		
	33	介護予防用品の貸出	介護予防活動を促進するため、自動血圧計、体力測定器具、ぴんころ長寿いろはかるたなどの介護予防用品の貸出を行います。	高齢者福祉課	46	・市民や事業所等で希望される方に、介護予防用品の貸出を行った。（実施回数：15回）	・市民や事業所等で希望される方に、介護予防用品の貸出を行った。（実施回数：15回）		
	34	健康長寿体操推進事業	高齢者の健康づくりの一環として、佐久市オリジナル「健康長寿体操」の普及啓発を行います。健康長寿体操の習慣化を進めるため、健康長寿体操DVDやCDの貸出を行います。	高齢者福祉課	46	・お達者応援団の参加者に健康長寿体操CDを配布した。（配布数：56枚） ・各種介護予防事業の際に健康長寿体操を実施した。（実施回数：247回 延参加者：5,941人）	・事業の参加者に健康長寿体操CDを配布した。（配布数：78枚） ・各種介護予防事業の際に健康長寿体操を実施した。（実施回数：250回）		
	35	介護予防手帳の配布	高齢者がセルフマネジメントに取り組み、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、介護予防や社会資源などの情報をまとめた手帳を配布します。	高齢者福祉課	46	・各地域包括支援センターおよび市の理学療法士、栄養士、歯科衛生士を通して介護予防手帳の配布を行った。（配布数：488冊）	・各地域包括支援センターおよび市の理学療法士、栄養士、歯科衛生士を通して介護予防手帳の配布を行った。（配布数：300冊）		
	36	お出かけリハビリテーション	介護予防のための運動について、正しい知識や方法を提供するため、地区活動などの集いの場にリハビリ専門職などが出向き、地域の高齢者に対し指導を行います。	高齢者福祉課	46	・専門職が地区サロン等の通いの場へ出向き、介護予防体操や健康体操を実施した。（実施回数：40回 延参加者：877人）	・専門職が地区サロン等の通いの場へ出向き、介護予防体操や健康体操を実施した。（実施回数：58回 延参加者：1,150人）		
	37	リハビリ専門職等同行訪問	地域包括支援センターなどの職員とリハビリ専門職などが訪問し、リハビリ専門職の知見から要支援者等の身体状況を勘案して、サービスの利用を含む日常生活や居住空間に対する助言などを行います。	高齢者福祉課	46	・地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所職員と同行訪問し、自立支援に向けた助言を行った。（実施件数：25件）	・訪問対象者を拡大し、外部の理学療法士にも依頼しながら、訪問件数を増やし自立支援に向けた助言を行っている。（実施件数：190件）		

ウ 自立支援に向けた介護予防・重度化防止の推進	38	適正な介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターなどの計画作成者が、利用者の生活機能の低下の背景・原因を分析し、課題を明らかにした上で、利用者と一緒に自立に向けた目標を定めます。その後も利用者と計画作成者が共に、目標に向けた取組状況の確認や評価を行うなど、目標志向型の介護予防ケアマネジメントの作成により、利用者の介護予防（自立に向けた支援）を行います。	高齢者福祉課	48	・地域包括支援センターなどの計画作成者が利用者の生活の場に出向き、利用者の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを行った。 (実施件数：4,753件)	・地域包括支援センターなどの計画作成者が利用者の生活の場に出向き、利用者の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを行った。 (実施件数：4,500件)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が要支援・要介護状態になっても、できる限り自立した生活を送れるように、医療介護関係者が自立支援の視点をもつこと、また高齢者の望む暮らしを支えられる地域づくりが必要である。 ・訪問型サービス、通所型サービスともに従前の介護相当にあたる独自型の利用が増加傾向にある。また、継続利用率も高く、総合事業費の増加につながっている。
	39	介護予防連携推進会議	利用者の自立支援に向けて、事業所・包括・市が連携し、情報共有や情報交換をしながら、介護予防・生活支援サービス事業とその他の事業の充実に向けた研修会や会議を実施します。	高齢者福祉課	48	・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、総合事業指定事業所、住民主体型サービス実施団体、市職員を対象とした研修会を実施した。 (実施回数：1回)	・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、総合事業指定事業所、住民主体型サービス実施団体、市職員を対象とした研修会を実施した。 (実施回数：1回)	
	40	気付き（自立）支援型地域ケア個別会議	市が主催し、高齢者のQOL向上を支援するために多職種からの専門的な助言を通して自立支援について学び、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの質の向上及び地域の強みや社会資源の把握、地域課題の抽出などを行います。	高齢者福祉課	48	・日常生活圏域ごとに月1回会議を開催し、事例対象者の望む暮らしに向けて、自立支援の視点を重視しながら多職種で検討を行った。 (実施回数：12回 18事例)	・日常生活圏域ごとに月1回会議を開催し、事例対象者の望む暮らしに向けて、自立支援の視点を重視しながら多職種で検討を行った。 (実施回数：12回 24事例)	
	41	訪問型サービス（独自）	食事、入浴、排せつなどの身体介護をホームヘルパーが利用者宅へ訪問し支援を行います。併せて、調理や掃除などを利用者と一緒にしながら、「利用者のできることを増やす支援（生活援助）」を実施します。	高齢者福祉課	48	・訪問型サービス（独自）について、20事業所による訪問での支援を実施した。 (延利用者数：1,711件、延利用回数：10,721回)	・訪問型サービス（独自）について、19事業所による訪問での支援を実施した。 (延利用者数：1,644件、延利用回数10,080回)	
	42	訪問型サービスA	利用者宅を訪問し、調理、掃除などを利用者と一緒にしながら、「利用者のできることを増やす支援（生活援助）」を、介護士または一定の研修を受けたボランティアなどの訪問支援員が行います。	高齢者福祉課	48	・訪問型サービスAについて、13事業所による訪問での支援を実施。 (延利用者数：542件、延利用回数：2,319回)	・訪問型サービスAについて、13事業所による訪問での支援を実施した。 (延利用者数：478件、延利用回数：2,120回)	
	43	訪問型サービスC	リハビリ専門職、管理栄養士、歯科衛生士が3～6カ月の期間で訪問し、生活改善のための助言・相談を行います。	高齢者福祉課	48	・訪問型サービスCについて、市の管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士による短期集中型の個別支援を実施した。 (延利用者数：栄養 31件、口腔 56件、運動 34件)	・訪問型サービスCについて、市の管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士による短期集中型の個別支援を実施した。 (延利用者数：栄養 18件、口腔 60件、運動 36件)	
	44	訪問型サービスD（移動支援）	介護予防教室などへの移動支援を住民団体などが主体となって行います。	高齢者福祉課	48	・訪問型サービスD（移動支援）について、1団体による移動支援を実施した。 (送迎回数：128回、延利用回数：896回)	・訪問型サービスD（移動支援）について、1団体による移動支援を実施した。 (送迎回数：132回、延利用回数：924回)	
	45	通所型サービス（独自）	日帰りで通所介護施設に通い、入浴、排せつ、食事などの身体介護や生活機能改善のための体操や筋力トレーニングを他の利用者と一緒にしながら、自宅などでの生活の自立に向けた支援を行います。	高齢者福祉課	48	・通所型サービス（独自）について、42事業所による通所型サービスの提供を行った。 (延利用者数：6,258件、延利用回数：34,076回)	・通所型サービス（独自）について、37事業所による通所型サービスの提供を行った。 (延利用者数：6,082件、延利用回数：33,370回)	
	46	通所型サービスA	運動器機能向上、認知機能低下予防の介護予防プログラムを実施するとともに、利用者の外出、他者との交流の機会を支援し、社会参加を促進します。	高齢者福祉課	49	・通所型サービスAについて、9事業所による通所型サービスの提供を行った。 (延利用者数：1,844件、延利用回数：4,901回)	・通所型サービスAについて、9事業所による通所型サービスの提供を行った。 (延利用者数：1,851件、延利用回数：4,415回)	
47	通所型サービスB	体操、運動等の活動、趣味活動などを通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会を住民団体などが主体となって行います。	高齢者福祉課	49	・通所型サービスBについて、住民が主体となった2団体により、通所型サービスの提供を行った。 (実施箇所数：6カ所、延実施回数：139回)	・通所型サービスBについて、住民が主体となった2団体により、通所型サービスの提供を行った。 (実施箇所数：6カ所、延実施回数：144回)		
48	通所型サービスC	リハビリ専門職などが生活上の課題を把握した上で、短期集中的に指導し、運動機能の向上を図るプログラムを行います。	高齢者福祉課	49	・通所型サービスCについて、3事業所により、短期集中型の通所型サービスの提供を行った。 (延利用者数：184件、延利用回数：637回)	・通所型サービスCについて、3事業所により、短期集中型の通所型サービスの提供を行った。 (延利用者数：175件、延利用回数：605回)		

- 基本目標 II 住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続ける地域づくり
- 基本方針 1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域の包括的な支援体制づくり

第9期計画の位置付け・関係課等						第8期計画期間の実績	第9期計画期間の実績	現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	番号	項目	取組の概要	関係課等	該当ページ	R5年度実績（取組状況）	R6年度見込み（取組状況）		
ア 包括的な支援体制の整備	49	庁内関係部署の連携推進	市民の複雑化・複合化した相談・支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、庁内関係部署の横のつながりを強化し、密に連携を図ります。	高齢者福祉課	51	・個別事例への支援を通して、庁内関係部署と連携しながら対応し、関係強化を図った。	・個別事例への支援を通して、庁内関係部署と連携しながら対応し、関係強化を図った。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事例を通して庁内関係部署や庁外関係機関との連携を行っている。 ・既存の相談機関、事業内容等について、支援者間の理解を高める必要がある。 ・複雑化、多様化する市民のニーズに対し、相談に対応し、必要な機関に繋ぐこと出来る知識や判断力のある人材の確保、人事異動があっても継続した支援が出来る体制の整備、支援者が疲弊しないような仕組みづくりを行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事例への支援を通して庁内関係部署との連携や関係強化を行っていく。 ・個別事例への支援を通して、庁外関係機関と支援体制の構築を推進していく。 ・庁内の体制整備を連携して行っていく。
	50	関係機関の連携強化	市民の複雑化・複合化した相談・支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、必要に応じ、庁外関係機関と連携を強化します。	高齢者福祉課	51	・個別事例への支援を通して、庁外関係機関と支援体制を確認しながら対応し、支援体制の構築推進を図った。	・個別事例への支援を通して、庁外関係機関と支援体制を確認しながら対応し、支援体制の構築推進を図った。		
	51	相談支援体制の充実	高齢者・障がい者・子育て家庭・生活困窮・自殺・引きこもりなどの複雑化・複合化した相談・支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、どなたからの相談も受け止める相談支援体制を構築し、関係者・関係機関が情報を共有し、アウトリーチを強化しながら支援体制の充実を図ります。	高齢者福祉課	51	・庁内関係部署による重層的支援体制整備事業に係る打合せ会議を行った。	・庁内関係部署による協議を行い、「佐久市重層的支援体制整備事業移行計画（案）」の作成を実施した。		
イ 地域包括支援センターの機能強化と相談・支援体制の充実	52	地域包括支援センター運営事業	高齢者及びその家族の総合相談窓口として、各種相談・福祉サービスの調整を行う地域包括支援センターを市内6か所に設置します。	高齢者福祉課	51	・市内6か所に地域包括支援センターを設置している。	・市内6か所に地域包括支援センターを設置している。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口の増加に伴い、業務量は増えていくことが見通され、R6からの委託料を増額している。 ・主任ケアマネが欠員となっている。 ・自立支援の視点を重視した介護予防ケアマネジメントの向上を図っていくため、研修や人員の配置が必要である。 ・国において、評価事業の内容をR7から変更する予定。 ・国の変更に合わせて、市の評価内容についても検討が必要である。 ・運営協議会において、地域での課題を話し合っている。 ・各包括支援センターに人材を配置し支援を行っている。 ・民生委員との三者連絡会は例年実施となり、民協定例会での事例含めた相談の場などを各地域包括支援センターで工夫して行っている。 ・情報交換会で地域課題の意見交換を増やせるよう事前に情報の提出を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市内6か所の地域包括支援センターの設置をしていく。 ・基幹包括支援センターに3職種を配置し業務を実施する。職員体制や研修体制を整備する。 ・国からの通知を踏まえ、市の評価内容について検討していく。 ・運営協議会を定期的に開催し、地域包括支援センターの運営のあり方や地域課題を検討する。 ・基幹包括支援センター及び各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置していく。 ・情報交換や取組の開発、地域での活動支援を行っていく。 ・日常生活圏域ごとに、それぞれのテーマを協議会でやっていくが、R7は認知症をテーマに実施していく。 ・個別レベル（地域ケア個別会議）・地域レベル（地域包括ケア協議会）・市レベル（佐久市地域包括ケア協議会）の3つの会議の間で、課題のボトムアップと検討結果のフィードバックを行う。
	53	基幹包括支援センター業務	地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行う基幹包括支援センターを市高齢者福祉課内に設置します。	高齢者福祉課	51	・高齢者福祉課内に基幹包括支援センターを設置している。	・高齢者福祉課内に基幹包括支援センターを設置している。		
	54	地域包括支援センター評価事業	地域包括支援センターの機能強化及び体制強化を図るため、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価します。	高齢者福祉課	52	・10月に各包括へ自己評価シートの提出を求め、行政評価を実施した。	・10月に各包括へ自己評価シートの提出を求め、行政評価を実施した。		
	55	地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るとともに、地域包括ケアの推進を図るため、その運営の在り方を協議する佐久市地域包括支援センター運営協議会を設置します。	高齢者福祉課	52	・運営協議会を開催した。（開催回数：3回（うち1回は書面開催））	・運営協議会を開催した。（開催回数：2回）		
ウ 生活支援体制整備の推進	56	生活支援コーディネーター配置	地域の支え合いや活動する場づくりをコーディネートするため、基幹包括支援センターと市内6か所ある地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置します。	高齢者福祉課	53	・基幹包括支援センターに2人、市内6か所の地域包括支援センターに6人配置している。	・基幹包括支援センターに2人、市内6か所の地域包括支援センターに7人配置している。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や、その他関係機関も必要時会議に参加している。 ・民生委員との三者連絡会は例年実施となり、民協定例会での事例含めた相談の場などを各地域包括支援センターで工夫して行っている。 ・情報交換会で地域課題の意見交換を増やせるよう事前に情報の提出を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹包括支援センター及び各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置していく。 ・情報交換や取組の開発、地域での活動支援を行っていく。
	57	地域資源の発見・開発、コーディネートの強化	地域包括支援センターや地域の支え合い活動をしている団体などと共に、地域資源の情報を集め、地域の実情に応じた取組の開発やコーディネートの強化を行います。住民自身が地域の支え合い活動に積極的に参加できるよう、住民主体の助け合い（互助）の仕組みの構築を推進します。	高齢者福祉課	53	・生活支援コーディネーター会議を実施し、情報交換や取組の開発、地域での活動支援について検討している。（開催回数：11回）	・生活支援コーディネーター会議を実施し、情報交換や取組の開発、地域での活動支援について検討している。（開催回数：11回）		
	58	関係機関や地域の関係団体との連携	地域の通いの場や活動について情報交換を行い、集めた情報をもとに地域での新たな通いの場やつながりをつくる活動を支援するため、地域包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会、佐久市市民活動サポートセンター、JAなどの事業所と協議体を組織し連携します。	高齢者福祉課	54	・地域包括支援センターエリアごとに、民生児童委員との三者連絡会や、社会福祉協議会、佐久市市民活動サポートセンター、JA等と情報交換会を実施している。	・地域包括支援センターエリアごとに、民生児童委員との三者連絡会や、社会福祉協議会、佐久市市民活動サポートセンター、JA等と情報交換会を実施している。		
エ 地域づくりにつながる地域ケア会議の充実	59	佐久市地域包括ケア協議会（地域包括支援センター運営協議会と兼ねる）	市が主催し、地域包括ケア協議会の活動計画及び活動報告、市全体での地域課題の解決に向けて協議を行い、介護保険事業計画への反映など政策形成につなげます。	高齢者福祉課	55	・地域包括支援センターの周知に向けての検討を行った。（開催回数：3回（うち1回は書面開催））	・地域包括支援センターの周知に向けての取組の報告と今後の検討を行った。（開催回数：2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・6つの日常生活圏域で協議会を設置し、実施している。（実施回数：15回） ・6つの日常生活圏域で協議会を設置し、実施している。（実施回数：16回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ごとに、それぞれのテーマを協議会でやっていくが、R7は認知症をテーマに実施していく。 ・個別レベル（地域ケア個別会議）・地域レベル（地域包括ケア協議会）・市レベル（佐久市地域包括ケア協議会）の3つの会議の間で、課題のボトムアップと検討結果のフィードバックを行う。
	60	地域包括ケア協議会	地域包括支援センターが主催し、地域ケア個別会議等において抽出された地域課題の解決に向け、生活支援等サービスの体制整備を進めます。各生活圏域で推薦された委員と、地域における社会資源の調査・把握を行い、情報の共有及び連携・協働推進を図ります。また、地域における解決困難な問題や課題について生活圏域レベルで協議を行います。	高齢者福祉課	55	・6つの日常生活圏域で協議会を設置し、実施している。（実施回数：15回）	・6つの日常生活圏域で協議会を設置し、実施している。（実施回数：16回）		
	61	地域ケア個別会議（課題解決型）	地域包括支援センターが主催し、個別ケースの複雑化・複合化した課題の解決を図るために、本人・家族・地域の関係者・支援者などで検討を行い、地域のネットワーク構築、地域見守り体制の整備、地域の強みの把握、地域課題の抽出などを行います。	高齢者福祉課	56	・地域包括支援センターエリアごとに、実施した。（実施回数：40回 40事例）	・地域包括支援センターエリアごとに、各包括支援センター主催で実施した。（実施回数：24回 24事例）		

オ 高齢者の尊厳ある暮らしの支援と権利擁護の推進	62	成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障がある者であつて、かつ、身寄りのない高齢者に対し、市が老人福祉法の規定に基づき成年後見制度利用に向けて後見開始の審判請求などの支援を行います。	高齢者福祉課	57	・市長申立による後見開始の審判請求を行った。 (請求件数：11件)	・市長申立による後見等開始の審判請求を行った。 (請求件数：11件)	・市長申立ての件数は数年前に比べて増加傾向にある。 ・類型も後見だけではなく、保佐・補助等幅広い種類になっている。	・今後も成年後見人の選任が必要と判断されたケースについて申立の支援を行っていく。
	63	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、制度の周知を図るとともに、制度を円滑に利用できる体制を整備します。また、相談支援体制の充実のため、成年後見制度利用促進法における成年後見制度利用促進基本計画に則り、佐久圏域11市町村・さく成年後見支援センター・佐久広域連合の3機関の連携により、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。	高齢者福祉課	57	・佐久圏域成年後見中核機関連絡会に出席し、近隣市町村やさく成年後見支援センター、佐久広域連合と顔の見える関係づくりを行った。	・佐久圏域成年後見中核機関連絡会に出席し、関係機関との連携を行う。	・近隣市町村や佐久広域連合との顔合わせの機会は佐久圏域成年後見中核機関連絡会の1回のみとなっている。 ・さく成年後見支援センターについてはケースの状況に応じて必要時に連携が取れている。	・さく成年後見支援センターとはすでに関わりがあるケースだけでなく、市長申立をする中で後見人候補者の調整が難しい場合も依頼をしていくようになるため、今後も定期的に連絡を取っていく。
	64	高齢者虐待への対応・支援 【養護者による虐待】	高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行います。また、地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待に関する理解の啓発を図るとともに、ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行い、早期発見に努めます。	高齢者福祉課	58	・通報を受け付け、ケースによって高齢者虐待防止法に基づいて対応を行った。 (受付件数：60件) ・市ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行った。	・通報を受け付け、ケースによって高齢者虐待防止法に基づいて対応を行った。 (受付件数：51件 (R7.2時点)) ・市ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行った。	・養護者による虐待の通報は右肩上がりの状態である。 ・通報件数が増えている背景には相談・通報窓口の周知がされていることや虐待への意識が高まっていることが考えられる。	・虐待防止のため、引き続き市ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行う。 ・職員が虐待対応研修へ定期的に参加し、虐待対応に関する知識を深める。 ・判断が難しい事例については、県と連携し、必要に応じて県の専門職チームに相談をしつつ対応する。
	65	高齢者虐待への対応・支援 【養護施設等における虐待】	介護相談員の派遣事業及び利用者の家族、施設の従事者などからの相談を虐待の未然防止につなげるとともに、ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行い、通報をもとに、虐待の早期発見を図ります。虐待が認められた場合は、施設や事業所への指導やモニタリングを行うとともに、虐待を受けた高齢者の保護を図ります。「高齢者虐待防止のための指針」の改訂や「高齢者虐待対応マニュアル」の作成について、必要な情報提供をするなどの支援を行います。	高齢者福祉課	58	・通報を受け付け、高齢者虐待防止法に基づいて任意調査を行った。 (受付件数：11件) ・市ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行った。	・通報を受け付け、高齢者虐待防止法に基づいて任意調査を行った。 (受付件数：2件 (R7.2時点)) ・市ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行った。	・養介護施設等における虐待について、通報に基づき施設に対し任意調査を実施することとしているが、調査への同意が得られない場合や、対応の判断が難しい場合がある。	・事業所向けの虐待防止のための研修について、集団指導等での開催を検討する。
	66	高齢者虐待防止ネットワーク	認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会などにおいて、関係機関・団体などと虐待防止に資する連携協力体制を整備します。高齢者虐待防止対策の検討・取組の実施、取組内容の改善・見直しは、PDCAサイクルを活用して実施します。	高齢者福祉課	58	・認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会において、高齢者の虐待状況について現状を報告し、虐待防止対策について関係機関等と協議した。 (開催回数：1回)	・認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会において、高齢者の虐待状況について現状を報告し、虐待防止対策について関係機関等と協議した。 (開催回数：1回)	・認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会において、高齢者の虐待状況について報告する中で、虐待の対応状況等の再確認を行っている。	・虐待防止のため、今後もネットワーク構築を図っていく。
	67	消費者被害の防止	高齢者を狙った悪質商法などによる被害を防止するため、関係機関と連携し啓発活動を行います。	高齢者福祉課	58	・消費者被害の防止に関するポスターを掲示し、啓発活動を行った。	・消費者被害の防止に関するポスターを掲示し、啓発活動を行った。	・消費者被害の防止に関するポスターの年に1回の更新に合わせて、掲示の差し替えを行っている。	・消費者被害の防止に関して、目につく場所にポスターを掲示するなど周知を図っていく。
	68	身寄りのない高齢者などへの支援ガイドライン作成 【新規】	身寄りのない高齢者などについて、介護・福祉サービスの利用手続き、料金の支払いやお金の管理、病院受診や入院・手術などの手続き、施設や病院で必要な物品の準備、退所や退院の手続き、亡くなった後の手続きなどについて、身元保証が求められる際のガイドラインについて作成を進めます。	高齢者福祉課	58	・「身寄りのない方等への支援検討部会」を立ち上げ今後の進め方について協議した。市と包括の職種会で構成されている「社会福祉士会」と連携し、ケアマネや医療機関に対し「身寄りのない方への支援に関する状況調査」を実施した。	・「身寄りのない方への支援に関する状況調査」の集計結果から、現場での課題を明確化し、その課題に対して、「佐久市における身寄りのない方等への支援のためのガイドライン（案）」を作成した。	・支援者向けの「佐久市における身寄りのない方等への支援のためのガイドライン（案）」を作成した。	・身寄りのない方等への対応が円滑に行われるよう、「佐久市における身寄りのない方等への支援のためのガイドライン（案）」をさらに検討し、改訂していく。
カ 家族介護支援の充実	69	家族介護者支援事業	介護者の身体的・精神的負担の軽減を目的に、介護者同士の交流会や介護教室を開催します。	高齢者福祉課	61	・各地域包括支援センターに委託して開催した。 (開催回数：13回 参加者：203人)	・各地域包括支援センターに委託して開催した。 (開催回数：12回 参加者：171人 (R7.1時点))	・家族介護者の介護負担軽減を目的に行っており、参加者は増加傾向にある。	・今まで交流会に参加したことがない介護者も含めて参加ができるよう、各地域包括支援センターで異なる内容で開催できるようにしていく。

●基本方針 2 医療と介護が一体となった在宅療養の推進

施策の方向	番号	項目	第9期計画の位置付け・関係課等			第8期計画期間の実績		第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
			取組の概要	関係課等	該当ページ	R5年度実績（取組状況）	R6年度見込み（取組状況）				
ア 居宅要介護者を支えるための在宅療養支援体制の充実	70	地域の医療・介護支援の把握・情報提供	地域の医療・介護資源を把握し、地域住民及び医療・介護関係者へ情報提供します。	高齢者福祉課	62	・人口や高齢化率、平均・健康寿命、要介護度別認定者数の推移、介護を受けたい場所や最後の迎え方などのニーズ、市内の医療機関・介護事業所などを把握し、市ホームページや医療介護連携推進協議会等で情報提供している。	・人口や高齢化率、平均・健康寿命、要介護度別認定者数の推移、介護を受けたい場所や最後の迎え方などのニーズ、市内の医療機関・介護事業所などを把握し、市ホームページや医療介護連携推進協議会等で情報提供している。	・Net4Uを活用したモデル事業により、医療機関とケアマネジャー間の効率的な情報連携について検証し、メリット・デメリットが確認できた。 ・居宅介護支援事業所がNet4Uに参加するきっかけとなった。	・多職種間のスムーズな連携のために、Net4Uを活用したモデル事業の検証結果を関係機関に報告し、診療所とケアマネジャーとの情報連携などNet4Uの活用を拡げていく。		
	71	在宅医療24時間体制整備	佐久医師会在宅医療推進委員会に委託し、在宅看取りの輪番制により24時間対応できる体制を整備します。	高齢者福祉課	62	・病院、診療所、訪問看護ステーション等が患者情報を共有できるSNS「Net4U」を活用する。 (看取り待機依頼件数：1件)	・病院、診療所、訪問看護ステーション等が患者情報を共有できるSNS「Net4U」を活用する。 (休日在宅看取り当番の依頼件数：2件)				
	72	地域患者情報共有システム	医療と介護の多職種での情報共有支援を推進するため、地域患者情報共有システム「Net 4 U」の活用を図ります。	高齢者福祉課	62	・Net4Uを活用した医療機関とケアマネジャー間の情報連携促進を目的としたモデル事業の実施に向けて、医療機関・居宅介護支援事業所と調整した。	・Net4Uを活用した医療機関とケアマネジャー間の情報連携促進モデル事業を実施した。 (参加団体：市内病院6か所、居宅介護支援事業所22か所、地域包括支援センター6か所)				

	73	入退院連携ルール	入退院における情報共有・情報連携を推進するため、佐久保健福祉事務所において「佐久地域入退院連携ルール」が作成され、活用しています。	高齢者福祉課	63	・佐久圏域介護保険事業者連絡協議会には、佐久保健福祉事務所から周知した。 ・見える化システムで、入院時情報連携加算の算定回数などのデータを確認している。	・佐久圏域介護保険事業者連絡協議会には、佐久保健福祉事務所から周知した。 ・見える化システムで、入院時情報連携加算の算定回数などのデータを確認している。		
	74	相談窓口の設置	在宅医療・介護連携の相談に応じるよう、高齢者福祉課内に窓口を設置します。	高齢者福祉課	63	・高齢者福祉課内に、相談窓口「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、医療介護連携推進協議会等で周知した。	・高齢者福祉課内に、相談窓口「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、医療介護連携推進協議会や市ホームページ等で周知した。		
イ 地域における在宅医療と介護の連携強化	75	佐久市医療介護連携推進協議会	医療と介護の関係組織の代表者に委員を委嘱し、医療と介護の連携における現状把握と課題の抽出、対応策の検討を協議します。必要に応じ、作業部会を設置して検討の深化を図ります。	高齢者福祉課	63	・「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」について課題抽出。場面共通の課題「ACPの普及」等について、取組の方向性を決定。 (開催回数：2回)	・R5に抽出した課題「ICTを活用した多職種による情報連携～Net4Uの活用～」の普及について、「身寄りのない方等への支援体制の確立」について、作業部会やモデル事業にて取り組んだ。 (開催回数：2回)	・R5に医療介護連携推進協議会で抽出された課題に対して、協議会で各組織の取組を共有したり、多職種連携会議や多職種スキルアップ研修と連動しながら取り組んだ。 ・作業部会の設立により、ACPシート作成やガイドライン作成に向けて、意見交換をしながら集中的に取り組むことができた。	・抽出された課題について、優先度の高いものから、医療介護連携推進協議会にて対応策を検討する。 ・医療・介護双方の関係者が互いを知り、スムーズに連携できるように、多職種連携会議を活用する。
	76	多職種連携会議（カフェ交流会）	急性期病院を介護事業所・施設との連携体制及び信頼関係の構築を目的に、多職種連携会議（カフェ交流会）を開催します。	高齢者福祉課	63	・ACPをテーマに、「自分たちができるACP活動」等について意見交換を行った。（委託事業） (開催回数：1回、参加者：30人)	・ACPをテーマに、佐久市版ACPシート「佐久こころづもり共有シート（仮）」の活用方法等について意見交換を実施した。（委託事業） (開催回数：1回、参加者：52人)		
	77	多職種スキルアップ研修	医療・介護職員のスキルアップを図るため、医療・介護関係者を対象とした研修会を実施します。	高齢者福祉課	63	・ACPに関する動画を制作し、配信した。医療機関・介護保険機関・福祉施設等の約200機関に案内送付し、動画視聴を促した。（委託事業）	・佐久市版ACPシート「佐久こころづもり共有シート（仮）」の使い方について動画を制作し、配信した。（委託事業）		
ウ 在宅看取り体制の確保	78	ACP（人生会議）の普及	人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族や信頼できる人、医療・ケアチームと繰り返し話し合い共有し、本人による意思決定を支援する「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」の普及を推進します。 エンディングノートの普及などについても検討します。	高齢者福祉課	64	・医療介護連携推進協議会作業部会として、「ACP普及部会」を新設した。ACP普及に向けた取組に向けて、会議を実施した。 (開催回数：1回)	・医療介護連携推進協議会作業部会「ACP普及部会」を実施した。 (開催回数：3回) ・ACP普及に向けて、佐久市版ACPシート「佐久こころづもり共有シート（仮）」を作成した。	・ACPを普及するために、市民公開講座や若い支度講座を実施した。若い支度講座については、開催回数を増やした。 ・ACPのきっかけとなるように、医療介護専門職や市民に意見を聞きながら、佐久市版ACPシート「佐久こころづもり共有シート（仮）」を作成した。 ・「若い支度講座」は年齢を問わず、人生の最終段階の過ごし方について考える内容だが、現状の講座の名称では内容が捉えにくい。受講者からも名称を変更した方がよいとの意見があった。	・佐久市版ACPシート「佐久こころづもり共有シート（仮）」の周知や活用方法について、作業部会で協議する。活用しての意見・感想をもとに、より活用しやすいシートに改訂する。 ・令和7年度から「若い支度講座」の名称を「ACP（人生のこころづもり）講座」に変更し、普及を推進する。
	79	市民公開講座	必要な医療・介護サービスを受けながら、できるだけ住み慣れた場所で安心して自分らしい生活が続けられるよう、一人ひとりが主体的に老後の在り方について考え、生き活きた生活を送ることができるための終活についての講座を実施します。	高齢者福祉課	65	・終活をテーマに講演会を実施した。 (開催回数：1回、参加者：34人)	・ACPをテーマに講演会を実施した。その際に、佐久市版ACPシート「佐久こころづもり共有シート（仮）」を参加者へ配布し、アンケートを実施した。 (開催回数：1回、参加者：37人)		
	80	若い支度講座	地区サロン等において、人生の最終段階における意思決定支援や地域包括ケア体制づくりの必要性、在宅医療や介護・介護予防について情報提供を行います。	高齢者福祉課	65	・地区サロン等において、市の状況（高齢化率や高齢者等実態調査結果等）、ACPの必要性等について情報提供を実施した。 (開催回数：1回、参加者：7人)	・地区サロン等において、市の状況（高齢化率や高齢者等実態調査結果等）、ACPの必要性等について情報提供を実施した。 (開催回数：5回、参加者：67人)		

●基本方針 3 認知症にやさしい地域づくり

施策の方向	第9期計画の位置付け・関係課等				第8期計画期間の実績		第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
	番号	項目	取組の概要	関係課等	該当ページ	R5年度実績（取組状況）	R6年度見込み（取組状況）			
ア 認知症の理解を深めるための普及の推進	81	本人発信支援	若年性認知症の方を含めた認知症の方が意見を発信する機会を創出するため、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座、認知症講演会などでの本人発信支援を行うとともに、認知症当事者の方が気持ちを分かち合える、例えば、認知症の方が他の認知症の方の相談に応じるような居場所づくり（「おれんじドア」）を検討します。	高齢者福祉課	66	・市主催でオレンジカフェを実施した。 ・地域に認知症カフェを増やすため、設立支援事業（補助金交付）を実施した。	・市主催でオレンジカフェを実施した。 ・地域に認知症カフェを増やすため、設立支援事業（補助金交付）を実施しており、今年度新たにオレンジカフェが立ち上がった。	・認知症サポーター養成講座やステップアップ講座、認知症講演会を通して本人発信支援を行った。	・認知症サポーター養成講座や認知症カフェを通して、認知症の方が意見を発信する機会を創出する。	
	82	認知症カフェ	若年性認知症の方を含めた認知症当事者の方やその介護者、介護関係者、認知症に関心を持つ地域の方などが集まり、共通の悩みを分かち合うことや交流やレクリエーション、相談などを行う認知症カフェの運営を行います。	高齢者福祉課	66	・市主催のオレンジカフェを市内6会場で実施した。 (実施回数：12回 参加者：85人)	・市主催のオレンジカフェを市内3会場で実施した。 (実施回数：12回 参加者：65人)	・民間のオレンジカフェが立ち上がってきたことから、市主催のオレンジカフェはオレンジカフェが周辺になく、R6は市内3会場で実施している。	・オレンジカフェの周知をより積極的に周知している。	
	83	認知症カフェ設立支援事業	認知症の方と家族、住民、専門職など、誰もが気軽に相談ができ、必要な支援につながる場、安心できる場として「認知症カフェ」の開設・運営を支援し、設立資金を助成します。	高齢者福祉課	66	・認知症カフェ設立に際し、補助金を交付した。 (設立件数：2件 補助金額：400,000円)	・認知症カフェ設立に際し、補助金を交付した。 (設立件数：2件 補助金額：400,000円)	・認知症カフェ設立にあたり補助金を交付している。 ・新規にオレンジカフェが立ち上がり、市内にオレンジカフェが増加している。	・市内にオレンジカフェが増えていくよう、補助金交付や設立にあたっての相談等支援を行っていく。	
	84	認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症に対する誤解と偏見を解消し、我が事としての視点に立った関わりや共に実践できる活動などについて考え、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る「認知症サポーター（応援者）」を養成する講座を開催します。	高齢者福祉課	66	・地区サロン、各地区民生児童委員協議会、中学校、高等学校等で認知症サポーター養成講座を開催した。 (開催回数：25回 参加者：651人)	・地区サロン、小中学校、高等学校、事業所等で認知症サポーター養成講座を開催した。 (開催回数：27回 参加者：750人)	・「認知症サポーター養成講座」の開催回数、受講者数は増加傾向にある。	・地域、企業、学校等に周知し、「認知症サポーター養成講座」を積極的に開催していく。	

	85	認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーター養成講座受講者や地域の支え合い活動に関心を持つ方が、地域での見守りや生活の支援など自ら行えることを考え活動できるよう、ステップアップ講座を開催します。併せて、受講者がチームオレンジとして活動できる仕組みづくりを検討します。	高齢者福祉課	67	・養成講座を開催し、認知症についての理解を深め、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりについて、今自分ができることについて意見交換を行った。 (開催回数：2回 参加者：59人)	・養成講座を開催し、先進的に地域づくりを行っている方や、認知症希望大使から話を聞き、自分たちが地域で何ができか意見交換を行った。 (開催回数：1回 参加者：30人)	・講座を開催し、学習や意見交換を通して、認知症サポーターが地域で活動できるように支援している。	・認知症サポーターの支援として、地域、職場での実践活動に活かせるための講座を開催していく。さらに、チームオレンジの立ち上げにもつなげていく。
	86	チームオレンジ設置	認知症の方の支援ニーズに認知症サポーターなどをつなげるチームオレンジについて、既存の地域の見守りや支え合いの仕組み、生活支援体制整備事業とも連携し、設置を検討します。	高齢者福祉課	67	・チームオレンジ設置に向け、生活支援体制整備事業と連携を図った。	・認知症サポーターやキャラバンメイトを対象としたステップアップ講座を開催し、チームオレンジの意義や活動について理解を深めた。	・ステップアップ講座等を通して、チームオレンジに対する理解を深めており、認知症の方を地域で支えていくことができるような体制づくりを進めている。	・各機関等と連携しながら、チームオレンジの設置について検討していく。
	87	キャラバン・メイト活動支援	認知症を支援する活動のリーダーとなるキャラバン・メイトの養成研修を受講し、キャラバン・メイトとして登録します。認知症地域支援推進員が中心となり、キャラバン・メイトの活動を支援します。	高齢者福祉課	67	・キャラバン・メイト研修を開催し、参加者が新たにキャラバン・メイトとして登録された。 (開催回数：1回 登録者：43人)	・市外で開催された養成研修会に参加し、参加者がキャラバン・メイトとして登録された。 (登録者：10人)	・役割として、認知症サポーターの育成を担っていることから、キャラバン・メイトの増員に努めている。	・キャラバン・メイトの増員に向けて、キャラバン・メイト養成研修の開催、参加を推進していく。
	88	認知症講演会	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域住民が認知症について学び、認知症に対する理解を深められるよう講演会を開催します。	高齢者福祉課	67	・9月のアルツハイマー月間にあわせて、認知症講演会を開催した。 (参加者：69人)	・9月のアルツハイマー月間にあわせて、認知症講演会を開催した。 (参加者：75人) ・ピアサポーターにも参加いただき、認知症にやさしい地域づくりについて学んだ。	・アルツハイマー月間に併せて、認知症講演会を開催している。	・講演会を開催し、共生社会の実現に向け、認知症の正しい知識の普及、認知症の方やご家族への正しい理解ができるよう努めていく。
	89	認知症ケアバス	認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けるための道筋(ガイドブック)として「認知症ケアバス」の作成・普及を図ります。	高齢者福祉課	67	・脳いきいき健康教室で認知症ケアバスの説明を行っている。市民、事業所等に配布し、周知を図っている。	・脳いきいき健康教室、オレンジカフェ等で認知症ケアバスの説明を行っている。市民、事業所等に配布し、周知を図った。	・脳いきいき健康教室やオレンジカフェ等で認知症ケアバスの説明・周知を行っている。	・市民の方や事業所の方への周知・説明を積極的に行い、認知症ケアバスをより広く普及させていく。
	90	若年性認知症支援	若年性認知症コーディネーター(県委託)、医療機関・認知症疾患医療センターなどと連携し、若年性認知症についての普及や本人発信支援、相談窓口を周知します。企業や地域で認知症サポーター養成講座などを実施し、若年性認知症についての情報を発信します。	高齢者福祉課	67	・認知症サポーター養成講座、認知症講話等で若年性認知症について情報を発信した。	・認知症サポーター養成講座、認知症講演会等で若年性認知症について情報を発信した。	・認知症サポーター養成講座や認知症講演会で、若年性認知症についての正しい知識の啓発活動を行った。	・認知症サポーター養成講座等を通して、若年性認知症についての正しい知識の啓発活動を行っている。
イ 認知症予防の推進	91	脳の健康度測定事業	認知症予防への取組を高齢者自ら生活に取り入れる動機づけとなるよう、認知機能の水準や認知機能の変化を測定する「脳の健康度測定事業」を実施します。	高齢者福祉課	68	・高齢者が自身の認知機能を把握し、認知機能の維持・向上を目指した日常生活に活かしている動機づけとして、市内3会場各1回ずつ実施した。 (実施回数：3回、延参加者：69人)	・高齢者が自身の認知機能を把握し、認知機能の維持・向上を目指した日常生活に活かしている動機づけとして、市内3会場各1回ずつ実施した。 (実施回数：3回、延参加者：74人)	・認知機能の維持・向上を図るため、認知機能の水準や変化を測定を実施したり、脳の活性化のために各専門職による講話等を行った。	・事業の周知をより広く行っていき、より多くの方に参加していただき認知機能の確認および維持・向上を行っていく。
	92	脳いきいき健康教室	認知機能の維持・向上を図るため、脳の活性化につながる運動、栄養、口腔などに関する講話やコグニサイズを行う健康教室を開催します。	高齢者福祉課	68	認知機能の維持・向上を目的として、脳の活性化に関する講話やコグニサイズを市内3会場各2回ずつ実施した。 (実施回数：6回、延参加者：139人)	認知機能の維持・向上を目的として、脳の活性化に関する講話やコグニサイズを市内3会場各2回ずつ実施した。 (実施回数：6回、延参加者：120人)		
	93	通いの場などの情報発信	その人に合った社会参加や生きがい、介護予防が行えるよう、市で行う介護予防事業や民間も含めた地域資源の情報を集め、発信していきます。	高齢者福祉課	68	・脳いきいき健康教室において社会参加についての内容を組み込んでいる。地域資源の情報を集め、周知を行うとともに相談者へ伝えている。	・脳いきいき健康教室において社会参加についての内容を組み込んでいる。地域資源の情報を集め、周知を行うとともに相談者へ伝えている。		
ウ 医療・ケア・介護サービスの充実と本人とその家族への支援の充実	94	認知症地域支援推進員の配置	認知症に関する相談窓口となり、医療や介護、地域の支援機関をつなぐコーディネーターを担う推進員を高齢者福祉課に配置します。幅広く周知し積極的に活用しながら、地域において認知症の方やその家族の支援の充実を図ります。	高齢者福祉課	69	・認知症地域支援推進員3人設置している。 ・地域包括支援センターと連携し、随時、面接・電話・訪問等での相談支援を行った。 (延相談件数：377件)	・認知症地域支援推進員3人設置している。 ・地域包括支援センターと連携し、随時、面接・電話・訪問等での相談支援を行った。 (延相談件数：200件)	・認知症地域支援推進員を3人配置しており、認知症に関しての相談支援を随時行っている。	・認知症に関する相談窓口となる認知症地域支援推進員をより広く周知していく。
	95	認知症初期集中支援チーム	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症サポート医などの助言を受けながら、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断や早期対応に向けた支援を行う認知症初期支援チームを組織し、支援に当たります。	高齢者福祉課	69	・毎月1回開催。ケース検討を実施し、認知症の方の早期診断や早期対応におけた検討を行った。 (延実施件数：24件)	・毎月1回開催。ケース検討を実施し、認知症の方の早期診断や早期対応におけた検討を行った。 (延実施件数：24件)	・認知症の方やその家族に早期に関わり、早期対応に向けた支援を行っていくために月1回ケース検討を行っている。	・認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ケース検討を行い早期対応につなげていく。
	96	認知症はいかい高齢者家族支援サービス事業	経済的負担の軽減及び高齢者の在宅での安全を図るため、はいかい高齢者の親族などを対象に、位置情報サービスの利用に当たり、機器購入経費と月額利用料の一部を補助します。	高齢者福祉課	70	・位置情報サービスの利用経費に対し、補助金を交付した。 (交付件数：4件 交付金額：18,400円) ・地域包括支援センター等へ制度の周知を図った。	・位置情報サービスの利用経費に対し、補助金を交付した。 (機器購入件数：1件、交付金額：1,452円) (利用料件数：1件、交付金額：1,056円)	・R5より補助金額の拡充や利用料に対する補助制度を新設し、利用を促している。機器を必要とするより多くの市民に、制度を周知する必要がある。	・地域包括支援センター等の関係者に対し制度の周知を図るなど、必要とする方に対し適切に利用がされるように促していく。
エ 認知症バリアフリーの推進と地域支援体制の強化	97	認知症高齢者等情報提供票共有事業	高齢者の安全確保の観点から、行方不明になる恐れのある方の情報を家族の同意のもと、市及び地域包括支援センターで保管し、行方不明発生時に警察や消防署などの関係機関へ情報提供を行います。	高齢者福祉課	71	・消防署へ情報提供システムを設置し、実態調査等の情報を提供した。 (対象者：2人)	・行方不明になる恐れのある方の情報を家族の同意のもと、市及び地域包括支援センターで保管している。 (利用件数：84件)	・行方不明になるリスクがある高齢者の方の安全確保を行うため、同意があった方の情報の整理を行っている。	・行方不明になるリスクがある高齢者の安全確保を行うため、同意が得られた際には情報を整理し市及び地域包括支援センターで保管して、各関係機関から情報提供の依頼があった場合には情報提供を行う。

98	認知症SOSネットワークさく	認知症の方などが行方不明になった場合に、速やかに発見・保護につなげることを目的に、登録いただいた協力員や関係機関などと情報連携します。	高齢者福祉課	71	・佐久市情報配信サービス「さくネット」を利用。認知症サポーター養成講座や認知症講話等で登録の呼びかけを行った。 (R5末さくネット「その他緊急情報」登録者数：3,603件)	・佐久市情報配信サービス「さくネット」を利用。認知症サポーター養成講座や認知症講話等で登録の呼びかけを行った。 (さくネット「その他緊急情報」登録者数：3,500件)	・認知症サポーター養成講座や認知症講話等で、佐久市情報配信サービス「さくネット」登録の呼びかけを広く行っている。	・認知症サポーター養成講座や認知症講話等において、さくネット登録の呼びかけをより広く行っていく。
99	認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会	高齢者が認知症になっても安心して暮らし続ける地域づくりを目指し、認知症への理解の促進、地域の見守りや関係機関との地域支援ネットワーク構築を目的に「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」を組織します。	高齢者福祉課	71	・運営委員会を開催し、佐久市の認知症関連事業の実施状況や事業計画、行方不明捜索状況についての報告し、その内容について協議した。 (開催回数：1回)	・運営委員会を開催した。 (開催回数：2回) 1回目：佐久市の認知症関連事業等について報告し、その内容について協議した。 2回目：認知症の理解を深める為の研修を行った。	・「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」を開催し、地域のネットワーク体制の整備等認知症にやさしい地域づくりに努めている。	・「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」を開催し、ネットワーク体制の整備、ネットワーク活動を展開していく。
100	認知症疾患医療センター連絡調整会議	認知症疾患に関する専門相談・鑑別診断などを行い、適切な支援につなげることを目的に、認知症疾患医療センター（佐久総合病院）と、市・地域包括支援センター・介護関係者などと定期的に会議を開催します。	高齢者福祉課	71	・困難ケース等の相談、市外専門員の紹介依頼、事業報告、進捗状況の情報交換等を実施した。 (開催回数：12回)	・困難ケース等の相談、市外専門員の紹介依頼、事業報告、進捗状況の情報交換等を実施した。 (開催回数：12回 ケース検討件数：13件)	・適切な支援につなげることができるよう、認知症疾患に関する困難ケース等の検討を月1回行っている。	・認知症疾患を有する方に対して適切な支援につなげていくことを目的として、困難ケース等の検討を行っていく。

●基本方針 4 日常生活を支援する体制の整備

施策の方向	番号	項目	第9期計画の位置付け・関係課等			第8期計画期間の実績		第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
			取組の概要	関係課等	該当ページ	R5年度実績（取組状況）	R6年度見込み（取組状況）				
ア 高齢者の実態把握と見守り	101	高齢者等実態調査事業	支援が必要な世帯の把握、とりわけ支援が必要であることが顕在化していない世帯を掘り起こすため、70歳以上の高齢者等を対象とした実態調査を行います。	高齢者福祉課	73	・5月から7月を調査期間とし、民生児童委員による調査を実施した。 (調査世帯数：16,168世帯)	・5月から7月を調査期間とし、民生児童委員による調査を実施した。 (調査世帯数：16,500世帯)	・民生児童委員に依頼し、対象世帯の訪問、調査票の作成を依頼しているが、高齢者人口の増加に伴い対象世帯も増加し、負担が大きくなっている。	・民生児童委員の現状や、調査の活用の実態等を精査し、事業内容について検討していく。		
	102	ひとり暮らし高齢者等見守り事業	健康面や生活面、閉じこもり・孤独感の解消が必要など、見守りが必要と思われる70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、月1回、民生児童委員が対象者宅を訪問し、安否確認を兼ねた見守りを行います。	高齢者福祉課	73	・民生委員による見守り訪問を行った。コロナウイルスが5類に移行し、全日程を予定通り実施できた。 (延訪問回数：84回、延利用者：10,867人)	・民生児童委員による見守り訪問を行った。 (延訪問回数：84回、延利用者：10,152人)	・今後も独居高齢者の増加が見込まれるため、事業対象者の増加も想定される。	・見守りが必要な高齢者の対象者基準については、必要性に応じて関係機関との協議を進めていく。		
イ 高齢者を支える生活支援事業	103	ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業	安否確認や健康相談などにより、安心して生活できる環境を整備するため、ひとり暮らし高齢者の緊急時における援護を迅速に行うため通報装置の設置を促進します。	高齢者福祉課	74	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会で概要説明し、制度の周知を行った。 (新規設置台数：27台) ・固定電話を持たない家庭でも利用できるように仕様の見直しを行った。	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会で概要説明し、制度の周知を行った。 (新規設置台数：31台) ・固定電話を持たない家庭でも利用できるように携帯電話タイプの仕様を追加した。 (携帯電話タイプ設置台数：9台)	・今後も独居高齢者数の増加が見込まれるため、生活状況に合わせて制度を周知していく必要がある。	・関係機関との連携を図りながら、新規利用者確保のため制度の周知を進めていく。		
	104	高齢者外出支援サービス事業	市民税非課税の高齢者のみの世帯などで、第三者からの支援を受けられず、公共交通機関の利用が困難な方を対象に、福祉有償運送により通院などのための移送サービスを支援します。	高齢者福祉課	74	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会で概要説明し、制度の周知を行った。 (利用者：37人 延利用回数：559回)	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会、市広報誌等で概要説明し、制度の周知を行った。 ・R6.10から事業形態を変更した。業務を民間事業者へ委託し、サービス内容を拡充して事業を実施している。 (利用者：30人 利用回数：530回)	・R6年10月から事業形態を変更し、サービス内容を拡充して実施している。関係機関との運行体制等を整備しながら事業を継続していく必要がある。	・利用者からの要望や運行上の課題の抽出を行い、事業内容の見直しを検討する。 ・新規利用者確保のため、関係機関等への周知を行う。		
	105	家庭ごみ等収集支援事業	高齢者のみの世帯などで、身体的機能の低下により家庭ごみ及び粗大ごみの搬出が困難であり、第三者からの支援も受けられない場合に、安否確認を兼ねて家庭ごみなどの回収支援を行います。	高齢者福祉課	74	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会で概要説明し、制度の周知を行った。 ・利用申請者の訪問調査を行い、利用決定を実施した。 (利用者：696人 利用回数：1,732回)	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会で概要説明し、制度の周知を行った。 ・利用申請者の訪問調査を行い、利用決定を実施した。 (新規利用者21人) (利用者：721人 延利用回数：1,882回)	・高齢者世帯の増加により、今後も利用申請者の増加が見込まれる。	・利用者状況の確認、希望者の増加に合わせて、必要に応じて事業体制の整備等を進める。		
	106	高齢者訪問理美容サービス事業	市民税非課税の在宅高齢者のうち、要介護3以上の認定を受け、理美容店に出向くことが困難な方の居宅を訪問し、理美容サービスを行う市内理美容業者に対し、出張経費の助成を行います。	高齢者福祉課	74	・支援が必要な方に助成を行った。 (対象者：3人)	・支援が必要な方に助成を行った。 (対象者：2人)	・事業の申請者が年間で数名に留まっており、利用者が少ない。	・必要とする方が適切に利用できるよう、制度の周知・検討を行う。		
	107	日常生活用具貸与事業	車いすなどの福祉用具を貸与することで、要介護高齢者の心身機能の低下防止を図るとともに、家族の介護負担と生活の利便性を向上させます。	高齢者福祉課	74	・福祉用具の利用が必要な方に貸与を行った。 (利用件数：24件)	・福祉用具の利用が必要な方に貸与を行った。 (利用件数：30件)	・遠出する際に車いすを使用する等の理由で年間を通じて一定数の申請があり、高齢者の外出支援の一助になっている。	・今後も福祉用具の利用が必要な方に貸与を行う。		
	108	ひとり暮らし高齢者等住宅補修事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、ボランティアにより雨漏りなど軽微な住宅補修を実施します。	高齢者福祉課	74	・民生児童委員に実態調査と合わせて周知及び要望書のとりまとめを依頼した。 ・雨漏り修理、障子張り替え等の住宅補修を実施した。 (実施件数：6件)	・民生児童委員に実態調査と合わせて周知及び要望書のとりまとめを依頼した。 ・階段手摺の設置、網戸張り替え等の住宅補修を実施した。 (実施件数：6件)	・材料費の高騰により、修繕できる内容が縮小されてきているので、実情に沿った予算を検討する。	・引き続き民生児童委員と連携し、要望のとりまとめ及び必要な方への支援を行う。		

	109	高齢者にやさしい住宅改良促進事業	要支援又は要介護認定を受け、世帯員全員の前年所得税額の合算額が基準以下の世帯を対象に、居住環境の改善に係る住宅改良に要する経費を助成します。	高齢者福祉課	74	・玄関、浴室、トイレ等の改良工事に要する経費に対し、助成を行った。 (件数：4件、助成金額：1,520,341円)	・居室、トイレ等の改良工事に要する経費に対し、助成を行った。 (件数：3件、助成金額：1,101,850円)	・実際に助成を決定した以外にも、年間を通して利用希望の相談があり、市民からの必要性が高いと考えられる。	・引き続き必要な方に助成を行う。 ・適切に助成を行うことができるよう、予算措置の検討を行う。
	110	介護用品給付事業	市民税非課税世帯で、要介護認定者を在宅で介護している家族(介護者)を対象に、介護負担軽減のために介護用品を給付します。	高齢者福祉課	74	・おむつ、尿取りパッド等の介護用品を実物支給した。 (対象者：174人)	・おむつ、尿取りパッド等の介護用品を実物支給した。 (対象者：157人)	・年度当初の申請が多いが、年間を通し申請が行われている。	・引き続き、居宅介護支援事業所等に対して制度の周知を行い、対象者に支給を行う。
ウ 施設福祉サービスの確実な提供	111	生活管理指導短期宿泊事業	在宅での生活が困難な要介護高齢者の生活支援のため、養護老人ホームに短期間の入所を措置します。	高齢者福祉課	75	・在宅での生活が困難な高齢者に対し、措置を行った。 (利用者：2人 延利用日数：195日)	・在宅での生活が困難な高齢者に対し、措置を行った。 (利用者：4人 延利用日数：150日)	・様々な理由により在宅での生活が困難な方に対し、措置を行った。短期間での入所であるため、次の住処の検討が課題となっている。	・必要とする方が適切に利用できるよう、制度の周知・検討を行う。
	112	高齢者生活支援ハウス運営事業	入所判定会議で在宅での生活が困難であると認定された高齢者を、次の生活の場を見つけるまでの間、一時的に受け入れます。	高齢者福祉課	75	・定員10名の施設内において、一時的に受け入れを行った。 (延利用者：795人)	・定員10名の施設内において、一時的に受け入れを行った。 (延利用者：50人)	・以前に比べ利用者が少ない。必要とする方が適切に利用できるよう、随時検討を行っていく必要がある。	・必要とする方が適切に利用できるよう、制度の周知・検討を行う。
	113	要介護高齢者福祉施設入所措置	生活の環境及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者の援護のため、要介護高齢者福祉施設への入所を措置します。	高齢者福祉課	75	・市内及び近隣市町の3施設に措置を行った。 (R6.3末措置者：94人)	・市内及び近隣市町の3施設に措置を行った。 (R7.1末措置者：95人)	・入所を必要とする方に対し、適切に措置が行われるよう関係機関との調整を行っている。	・引き続き入所措置すべき方の適切な把握を行うとともに、必要とする方に対して適切に措置を行っていく。

- 基本目標 Ⅲ 安心して介護サービスが受けられる環境づくり
- 基本方針 1 介護人材の確保と介護サービスの質の向上

施策の方向	番号	項目	第9期計画の位置付け・関係課等			第8期計画期間の実績		第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
			取組の概要	関係課等	該当ページ	R5年度実績（取組状況）	R6年度見込み（取組状況）				
ア 介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上	114	介護DXの推進 【新規】	介護事業所の文書事務の負担軽減のため、国が示す標準様式例使用の原則化に対応し「電子申請・届出システム」利用を開始するとともに、その他の届け出についても添付書類や手続きの簡素化により、負担軽減の取組を進めます。 介護職員の負担軽減や介護現場の業務効率化のため、県と連携を図りながら、介護ロボットやICTの活用を促進します。	高齢者福祉課	77	・R6.10からの「電子申請・届出システム」の導入に向け、国の説明会等に参加し導入準備を行った。 ・介護ロボットやICTの活用について、市内介護事業所に対して、県事業に関する情報の周知を行った。	・R6.10から「電子申請・届出システム」での受付を開始した。 ・事業所からの届出の提出方法を、R7.4から原則「電子申請・届出システム」とするため、利用導入を事業所に働きかけた。 ・介護現場における業務の細分化やICTの活用に関する介護生産性向上セミナーを実施した。	・「電子申請・届出システム」の利用導入について、事業所に対して導入・利用促進を働きかけているが、一部未導入の事業所がある。 ・全国的に介護人材不足が進んでおり、市内介護事業所においても人材確保が課題となっている。	・R7.4からの「電子申請・届出システム」の利用の原則化に伴い、全事業所導入に向けさらに働きかけていく。 ・介護人材不足については、国や県の動向を見ながら、市内事業所の意見や提案も取り入れ、効果的な人材確保のための事業を計画・実施していく。		
	115	多様な介護人材の確保・定着	外国人介護人材の受入れを行う介護事業所や外国人介護人材を支援するため、国際交流所管部署との連携や日本語教室などとのネットワークづくりを図ります。 また、介護職以外でも提供が可能な業務を担う介護助手を養成するための取組を検討します。	高齢者福祉課	77	・国際交流所管部署との連携を行い、市内介護事業所及び外国人介護人材に対する支援を行った。	・国際交流所管部署との連携を行い、市内介護事業所及び外国人介護人材に対する支援を行った。 ・介護助手導入に関する介護生産性向上セミナーを実施した。				
	116	介護職の魅力発信	介護人材の確保や離職防止につながるよう、介護の仕事の魅力について広報誌などにおいて周知するほか、県と連携・協働し介護現場のイメージアップを図ります。	高齢者福祉課	77	・他市町村等における、介護職の魅力発信の取組状況の情報収集を行った。	・市広報誌に介護人材の紹介ページを掲載した。加えて、市ホームページで随時、佐久市内の介護事業所で働く介護人材のインタビュー記事を掲載している。 ・介護の日（11月11日）に併せて、市民ホールで介護に関する展示を実施した。 ・介護事業所と近隣小学校の交流支援を実施した。	・介護の魅力発信事業の一環として、R6に初めて介護の日（11月11日）の展示を実施した。 介護関係者や市民の方が期間中に来場していただいたが、より多くの方に介護現場の魅力・情報を発信していく方法を検討する必要がある。	・介護の魅力発信事業については、介護関係者や市民がより興味を持つようなイベント内容を計画・実施する。また、市ホームページやLINE等を活用し、イベント情報の発信を行う。		
	117	介護事業所への適切な指導・監督の実施	市が指定・監督の権限を持つ地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所について、事業所の適切な運営とサービスの質の確保が図られるよう、事業所指定の有効期間中に1回以上の頻度で運営指導を行います。	高齢者福祉課	77	・指定更新時に、事業所への運営指導を行った。 （地域密着型サービス：3事業所、居宅介護支援：2事業所）	・新規指定から半年、指定更新から3年目、指定更新時に、それぞれ事業所への運営指導を行った。 （地域密着型サービス：7事業所、居宅介護支援：10事業所）	・運営指導時に、必要なマニュアルが整備されていないなど指摘事項が多い事業所がみられる。 各事業所において、制度改正に対応した整備が必要である。 ・運営推進会議の開催頻度について、規定頻度に満たない事業所がみられる。	・運営指導、集団指導等を通じて、事業所の適切な運営を支援する。 ・運営推進会議の開催要件について事業所に周知を徹底するとともに、対象事業所の開催頻度を把握し、適切に開催されるよう働きかける。		
	118	ハラスメント対策の推進	介護事業所におけるハラスメント対策を推進するため、国の作成した介護現場におけるハラスメント対策マニュアルなどの周知を図ります。	高齢者福祉課	77	・運営指導の際に、ハラスメント防止規程が整備されているか確認した。	・運営指導の際に、ハラスメント防止規程が整備されているか確認した。				
	119	運営推進会議	地域密着型サービス事業所がサービス運営の透明性を高め、地域との連携を図るために定期的に開催する運営推進会議を通じて、事業所の運営状況を確認するとともに、適宜必要な相談・指導を行います。	高齢者福祉課	77	・運営推進会議は、コロナ禍においては書面開催が認められていたが、5類に移行した後は対面又はweb開催が義務付けられている。 ・R5から各事業所において対面開催を再開している。	・集団指導において、開催要件について再度周知した。 ・各事業所が運営推進会議を対面開催し、市の職員が出席した。 （対象事業所：35事業所、延開催回数：113回）				
イ 介護サービス等の質の向上と適正化の推進	120	介護相談員の派遣	利用者から介護サービスに対する意見などを伺うため、介護相談員を介護保険法上の施設・事業所はもとより、新たに派遣対象となった高齢者向け住宅に拡大して定期的に派遣します。 また、より多くの利用者の声を把握するため、新たな派遣先を開拓します。	高齢者福祉課	78	・市内の26施設に対し、訪問を実施した。 （対象事業所：介護老人福祉施設8施設、介護老人保健施設5施設、グループホーム7施設、小規模多機能型居宅介護6施設 延実施回数：83回）	・市内の48施設に対し、訪問を実施した。 （対象事業所：介護老人福祉施設8施設、介護老人保健施設5施設、グループホーム8施設、小規模多機能型居宅介護6施設、有料老人ホーム等28施設、計55施設中、訪問を受け入れている48施設 延実施回数：227回）	・訪問施設が増加し、特にR6から訪問を開始した有料老人ホーム等では事業の理解が得られていない状況も見受けられる。 ・訪問施設が増加したことで、1施設当たりの訪問頻度が減少した。 ・訪問事業の周知と介護サービス相談員の資質向上が課題である。 ・訪問施設数に対して相談員の人数や訪問方法の検討が必要である。	・施設への訪問状況のフィードバックを実施していくことで、事業の周知を図る。 ・相談員の人員確保と研修の受講により、資質向上を図る。		
	121	要介護認定の適正化	市で行った認定調査について、職員間での確認や学習会を行うほか、佐久広域連合が行う研修会への参加、e-ラーニングによる全国テストの受講などにより調査員の資質を向上させ、認定基準の平準化を図ることで要介護認定を適正化します。	高齢者福祉課	78	・佐久広域連合が主催の市町村職員研修に参加した。 （参加者：14人） ・県が主催の調査員現任研修に4事業所と市職員が参加した。 （参加者：27人） ・調査員ミーティングを開催した。 （開催回数：3回） ・各調査員がe-ラーニング実施。 ・調査員の資質向上と認定基準の平準化に努めた。	・佐久広域連合が主催の市町村職員研修に参加した。 （参加者：14人） ・県が主催の調査員現任研修に4事業所と市職員が参加した。 （参加者：42人） ・調査員ミーティングを開催した。 （開催回数：5回） ・各調査員がe-ラーニング実施。 ・調査員の資質向上と認定基準の平準化に努めた。	・認定調査員の研修等に参加し、調査員の資質向上と認定基準の平準化に努めている。	・継続的に認定調査員の研修に参加することで、調査員の資質向上と認定基準の平準化を図り、介護認定を適正化する。		

	122	ケアプラン等の点検	【ケアプラン点検】第9期計画期間中にすべての居宅事業所の点検を行えるよう、年5回、概ね10事業所を対象にケアプラン点検を行います。 【住宅改修・福祉用具購入】申請時に、提出資料による審査を行い、限度額を超える工事など、内容に疑義がある場合は現地調査を行います。 【軽度者への福祉用具貸与】例外給付については居宅事業所からサービス担当者会議の記録により貸与の内容を確認します。また多数貸与者についてはケアプラン点検対象者として選定し、利用状況について確認します。	高齢者福祉課	79	・ケアプラン点検では、利用状況を確認し、適切な利用となるよう確認した。 (実施回数：年5回、10事業所) ・住宅改修において、現地調査を実施した。 (調査件数：6件) ・軽度者への福祉用具貸与は利用者の状況に応じて適切な利用となるよう対応した。 (例外給付：2件)	・ケアプラン点検では、利用状況を確認し、適切な利用となるよう確認した。 (実施回数：年5回、16事業所) ・住宅改修及び福祉用具購入のそれぞれにおいて現地調査を実施した。 (住宅改修調査回数：3件、福祉用具購入調査回数：1件) ・軽度者への福祉用具貸与は利用者の状況に応じて適切な利用となるよう対応した。 (例外給付：11件)	・ケアプラン点検を予定通りに実施した。 ・住宅改修・福祉用具購入については、現地調査も実施し適切な給付になるよう対応している。	・ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具購入の審査、現地調査を通して適切な給付となるよう働きかける。 ・ケアプラン点検の研修会、報告会を実施し介護支援専門員の資質向上を図る。
	123	医療情報との突合・縦覧点検	毎月国保連合会から提供される情報を基に、内容を確認し、過誤がある場合は事業所へ連絡します。	高齢者福祉課	79	・過誤が必要な事業所に対し、連絡をした。 (実施件数：67件)	・過誤が必要な事業所に対し、連絡をした。 (実施件数：9件)	・点検を行うことで、適切なサービス提供が図られている。	・継続して点検を行うことで、適切なサービス提供が図られるよう働きかける。
ウ 介護サービスの円滑な提供	124	相談・苦情対応	介護保険サービスに関する相談内容は、多様かつ複雑であり、予防から給付まで関連する機会が多いため、保健・医療・福祉・介護保険が一体的に相談できる体制を整備し、相談業務の充実を図ります。 苦情については、相談業務と同様の窓口で受け付け、その内容に応じて県や国保連合会と連携をとりながら、速やかに対応します。	高齢者福祉課	80	・相談業務の充実を図った。 ・苦情については、相談業務と同様の窓口で受け付け、その内容に応じて県や国保連合会と連携をとりながら、速やかに対応した。	・相談業務の充実を図っている。 ・苦情については県、国保連合会と連携をとる事案は発生しなかった。	・相談業務は多様かつ複雑であり、一体的に相談を受ける体制を整備・維持することが困難である。 ・苦情については速やかに対応している。 ・市ホームページやパンフレットの配布により介護保険制度の周知を行った。	・一体的に相談できる体制を整備・維持し、苦情については速やかに対応していく。 ・市広報誌、市ホームページ、パンフレットの配布により介護保険制度の周知を図る。 ・必要な介護サービスが提供できるよう、所得区分に応じた経済的負担の軽減を実施する。
	125	介護保険制度の周知	介護や支援の必要な方が速やかにサービスを利用できるよう、市広報誌・ホームページ、本庁及び各支所窓口でのパンフレット配布などを通じて介護保険制度を周知します。	高齢者福祉課	80	・介護保険制度について市ホームページにて周知するほか、パンフレット配布も行っている。	・介護保険制度について市ホームページにて周知するほか、パンフレット配布も行っている。	・必要な介護サービスが提供できるよう、所得区分に応じた経済的負担の軽減を実施した。	
	126	経済的負担の軽減	高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入居者介護（予防）サービス費などの事業において、低所得者が介護サービス費用の自己負担を重く感じることに伴い、必要な介護サービスの利用を控えることがないよう、所得区分などにより自己負担額を軽減します。	高齢者福祉課	80	・高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給処理を実施した。 (高額介護（予防）サービス費：16,791件、高額医療合算介護（予防）サービス費：934件)	・高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給処理を実施した。 (高額介護（予防）サービス費：16,885件、高額医療合算介護（予防）サービス費：900件)		
	127	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減事業	社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、その軽減額に対し一定の範囲内で助成を行います。	高齢者福祉課	80	・利用者負担軽減確認証を交付した。 (対象者：3人) ・軽減額が助成を行う額に満たないため、実績なし。	・利用者負担軽減確認証を交付した。 (対象者：4人) ・軽減額が助成を行う額に満たないため、実績なし。	・介護保険利用者負担軽減事業について、年々事業の利用者が減少している。年2回市広報誌に掲載し、市ホームページにも常時掲載しているが、問い合わせは少ないのが現状である。	・介護保険利用者負担軽減事業について、居宅介護支援事業者連絡協議会などでケアマネジャーに周知することで、ケアマネジャーを通して利用者への周知を図る。 ・保険料減免について該当となる方の申請につながるよう制度の周知を行う。
	128	介護保険利用者負担軽減事業	介護サービスを利用して特に生計が困難な方の利用料を減免します。また、事業を必要とする方へケアマネジャーなどを通じ、制度の周知を図り、利用の促進を図ります。	高齢者福祉課	80	・対象者に対して支援金を支給した。 (対象者：2人) ・事業について市ホームページ、市広報誌で周知したほか、居宅介護支援事業者連絡協議会にてケアマネジャーへ説明を行った。	・対象者に対して支援金を支給した。 (対象者：2人) ・事業について市ホームページ、市広報誌で周知した。	・保険料減免を該当者からの申請に基づき実施した。 ・制度に基づき低所得者の保険料公費負担を実施した。	・引き続き、制度に基づき低所得者の保険料軽減を実施する。
	129	介護保険料の減免等	被災など特別な事情が発生した際や、納付相談時に減免事由を確認した際に、減免手続きを行うとともに、制度周知を行います。	高齢者福祉課	80	・申請に基づき、減免の判断をし、対象者の減免を実施した。 (住宅火災による減免：1件、矯正施設入所に伴う減免：1件、東日本大震災被災者の減免：1件) ・事業について、市ホームページで周知した。	・申請に基づき、減免の判断をし、対象者の減免を実施した。 (住宅火災による減免：3件、東日本大震災被災者の減免：1件) ・事業について、市ホームページで周知した。		
	130	低所得者（第1号被保険者）の保険料軽減	低所得者（第1～3段階）の保険料について、国、県及び市がそれぞれ公費負担することにより、軽減を行います。	高齢者福祉課	81	・低所得者について、保険料の軽減を行った。 (第1段階：3,693人、第2段階：3,287人、第3段階：3,097人)	・低所得者について、保険料の軽減を行った。 (第1段階：3,476人、第2段階：3,164人、第3段階：3,004人)		
	131	居宅介護支援事業所との連携	適切なケアマネジメントサービスの提供とサービス水準の向上を図るため、佐久市介護保険居宅介護支援事業者連絡協議会を通じて、市と居宅介護支援事業所の連携を深めます。	高齢者福祉課	81	・佐久市介護保険居宅介護支援事業者連絡協議会を月1回（8月除く）開催し、情報共有を行った。	・佐久市介護保険居宅介護支援事業者連絡協議会を月1回程度開催し、情報共有を行っている。	・質の高いサービスの提供を図るため、事業所との連携強化が必要である。	・連絡協議会を活用して居宅介護支援事業所との連携を深め、サービスの質の確保に努める。

●基本方針 2 災害・感染症への対策

施策の方向	第9期計画の位置付け・関係課等					第8期計画期間の実績		第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
	番号	項目	取組の概要	関係課等	該当ページ	R5年度実績（取組状況）	R6年度見込み（取組状況）				
ア 災害対策の推進	132	個別避難計画	区長、民生児童委員、自主防災組織、福祉事務所などと協働して、災害時に支援が必要な人ごとに「個別避難計画」の作成を進めます。	福祉課	82	・区長、民生児童委員、自主防災組織、福祉事務所などと協働して、災害時に支援が必要な人ごとに「個別避難計画」の作成を進めた。	・区長、民生児童委員、自主防災組織、福祉事務所などと協働して、災害時に支援が必要な人ごとに「個別避難計画」の作成を進めている。	・災害発生に備えた関係機関等との連携強化が必要である。	・区長、民生児童委員、自主防災組織、福祉事務所などと協働して、災害時に支援が必要な人ごとに「個別避難計画」の作成を進める。 ・福祉避難所開設の体制整備を進める。		
	133	福祉避難所	災害発生時に、高齢者など避難時に特に配慮が必要な方が滞する「福祉避難所」の開設及び運営を行います。	福祉課	82	・福祉避難所開設の体制整備について関係機関と調整を行った。 ・佐久市総合防災訓練において福祉避難所設置・運営訓練を行った。	・福祉避難所開設の体制整備について関係機関と調整を行った。 ・佐久市総合防災訓練において福祉避難所設置・運営訓練を行った。				
	134	避難確保計画、業務継続計画（BCP）	高齢者施設などにおける避難確保計画、業務継続計画（BCP）の改訂を促進するとともに、これらの計画に基づく訓練の実施などに向けた支援を行います。	高齢者福祉課	82	・R6.4から業務継続計画の策定、それに関わる研修・訓練（シミュレーション）が義務化されることに伴い、市ホームページやメールにより指定事業所に周知した。	・危機管理課と連携し、避難確保計画に基づく訓練が必要な事業所に対して、訓練実施の依頼を行った。 ・運営指導時に、避難確保計画の策定や計画に基づく訓練等について、実施の有無や内容を確認した。			・避難確保計画に基づく訓練等が十分に実施されていない事業所がある。 ・避難確保計画策定後も、事業所において継続的に見直しを行っていく必要がある。 ・作成が努力義務とされている事業所の状況について把握する必要がある。	・避難確保計画に基づく訓練や見直しが適切に行われるよう、事業所に働きかける。 ・危機管理課と連携し、努力義務とされている事業所に対しての作成依頼を行う。
	135	避難行動要支援者の支援体制の強化	避難行動要支援者名簿の情報を防災関係機関、民生児童委員などと共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。	高齢者福祉課	82	・70歳以上の高齢者を対象に民生児童委員により避難行動要支援者名簿調査を実施。 ・5月から7月を調査期間とした。 （調査世帯数：16,168世帯）	・70歳以上の高齢者を対象に、5月から7月を調査期間とし、民生児童委員により避難行動要支援者名簿調査を実施。 （調査世帯数：16,500世帯）			・適切に情報共有を行うことができるよう、日頃からの体制を整えていく必要がある。	・避難行動要支援者名簿の整備を進め、個別避難計画の作成と連携を取りつつ一層支援体制を整える。
イ 感染症対策の推進	136	物資の備蓄・調達・輸送体制の整備	大規模な感染症が発生した場合に備え、国、県と連携し備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。	高齢者福祉課	83	・国、県からの情報を基に、体制整備を進めている。	・国、県からの情報を基に、体制整備を進めている。	・備蓄品の状況を随時把握するとともに、関係機関との連携を強化する必要がある。	・備蓄品の使用などについて、国、県と連携するとともに、庁内関係課との連絡体制を確認し、緊急時に実施できるよう準備する。		
	137	支援・応援体制の構築	高齢者施設などに対して、感染拡大防止策の周知・啓発を行うとともに、感染症発症時に備え、感染症予防・発生時対応マニュアルなどの整備の促進を行います。 県や高齢者施設などと感染発生時の連携体制を構築します。	高齢者福祉課	83	・R6.4から感染症の及びまん延の防止のための指針の整備、それにかかわる委員会、研修・訓練（シミュレーション）が義務化されることに伴い、市ホームページやメールにより指定事業所に周知した。	・運営指導時に、感染症の及びまん延の防止のための指針の整備、それにかかわる委員会、研修・訓練（シミュレーション）について、実施の有無や内容を確認した。	・感染発生時においての、県や高齢者施設等との連携体制を構築する必要がある。	・運営指導時に、高齢者施設の業務継続計画の内容を確認し、連携体制について確認する。		
	138	業務継続計画（BCP）	高齢者施設などにおける業務継続計画（BCP）の改訂を促進するとともに、この計画に基づく訓練の実施などに向けた支援を行います。	高齢者福祉課	83	・R6.4から業務継続計画の策定、それにかかわる研修・訓練（シミュレーション）が義務化されるのに伴い、市ホームページ、メールにより指定事業所に周知した。 ・運営指導時等に、計画の作成、研修や訓練の実施状況について確認している。	・運営指導時に、業務継続計画の作成、研修や訓練の実施状況について確認している。 ・集団指導において、厚生労働省の資料を利用して、訓練実施についての研修を行った。	・各事業所が業務継続計画に基づいた研修や訓練の適切な実施、必要に応じた計画の見直しを行っているかどうか、詳細を確認できていない。	・運営指導、集団指導等を通じて、業務継続計画、計画に基づく研修や訓練について、適切な実施ができるように事業所へ支援を行う。		

- 基本目標 IV 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備
- 基本方針 1 介護保険サービス基盤の整備

施策の方向	番号	項目	第9期計画の位置付け・関係課等			第8期計画期間の実績		第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
			取組の概要	関係課等	該当ページ	R5年度実績（取組状況）	R6年度見込み（取組状況）				
ア 施設・居住系サービス基盤	139	近隣市町村との連携	広域連合が運営する施設については、圏域全体の中長期的な人口動態などを踏まえ、広域的な視点から施設整備を検討します。	高齢者福祉課	85	・佐久広域連合が主催する「広域調整会議」に出席し、佐久広域の関係市町村と連携を図った。	・佐久広域連合から随時情報提供を受け、今後のスケジュールや方針等把握した。	・佐久広域連合が運営する特別養護老人ホーム2施設の再整備について、佐久広域連合及び関係市町村と連携する必要がある。 ・未届けの有料老人ホームについては県に報告する必要があるが、把握方法について検討が必要である。	・今後も、佐久広域連合及び佐久広域構成市町村と密に情報連携を行う。 ・県のホームページ掲載の有料老人ホーム一覧と、実際の所在をマップなどで突合するなど、掲載がない有料老人ホームについては迅速に県へ報告するよう方法を検討する。		
	140	介護保険外サービスの整備	サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの適切な整備状況の把握に努めます。	高齢者福祉課	85	・随時、県のホームページにおけるサービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの内容を確認し、床数等の把握をした。 (R5末有料床数：716床、サ高住戸数：185戸)	・随時、県のホームページにおけるサービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの内容を確認し、床数等の把握をした。 (R7.1.1時点有料床数：702床、サ高住戸数：185戸)				
イ 地域密着型サービス基盤	141	公募による事業者の指定	適切なサービス施設の確保とサービスの質の向上を図るため、公募による事業者の指定を行います。	高齢者福祉課	86	・第8期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所1施設について、R4に事業者公募、R5に整備及び指定を行った。	・第9期介護保険事業計画に基づき、特定施設入居者生活介護事業所1施設の公募を行い、事業者を選定した。住宅型有料老人ホームからの転換により、特定施設25床をR7.3に開設した。(県指定)	・要支援・要介護認定者数の増加に伴い、第9期介護保険事業計画に基づき、施設整備を進めている。 ・2045年頃以降、高齢者人口の減少が見込まれるので、施設の創設・増築ではなく、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方を検討する必要がある。	・引き続き、介護保険の給付と負担のバランスを堅持しながら、地域の実情に合わせて適切な施設整備を計画する。		
	142	事業者の指定に係る関係者の意見の反映	地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、必要に応じて有識者などの外部委員で構成された「佐久市地域密着型サービス運営委員会」による意見を反映するよう努めます。	高齢者福祉課	86	・地域密着型サービス運営委員会を開催し、認知症対応型共同生活介護事業所の新規指定に係る協議及び地域密着型サービス事業所の指定更新について報告を行った。 (新規指定：1件 指定更新：4件)	・地域密着型サービス運営委員会を開催し、地域密着型サービス事業所の指定更新について報告を行った。 (新規指定：なし 指定更新：3件)				
	143	県が行う事業者の指定への関与	市は、県に対し、介護保険事業計画との調整を図る見地から、県の介護サービス事業者の指定について、意見を申し出ることがあります。	高齢者福祉課	86	該当事業所の整備なし	・第9期介護保険事業計画における施設整備計画との整合性を判断し、県の照会に対して意見の申し出を行った。 (実施件数：特定施設入居者生活介護1件)				

第5章 基本目標Ⅰ 高齢者が健康で生きがいをもって活躍し、ともに支え合える社会づくり

基本方針1 生きがいづくりと社会参加の促進

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(見込み)	令和7年度(実績)	令和8年度の目標値
シニアクラブ会員数	3,067人	2,901人	2,664人	2,340人		2,600人
シルバー人材センター会員数	1,161人	1,118人	1,200人	1,209人		1,200人
おたっしや応援団育成塾 (基礎講座) (延べ)	382人	432人	333人	437人		420人
おたっしや応援団育成塾 (レベルアップ講座) (延べ)	-	68人	49人	112人		80人

基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防・フレイル予防と自立支援・重度化防止の推進

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(見込み)	令和7年度(実績)	令和8年度の目標値
低栄養・生活習慣病重症化予 防指導	465人	712人	576人	580人		550人
栄養相談	54人	87人	62人	60人		100人
転倒骨折予防事業 (ほねぶと健康クラブ)	488人	514人	582人	630人		780人
お出かけリハビリテーション	13回	22回	40回	60回		85回
健康講話・健康相談	47回	66回	137回	170回		250回
おでかけ栄養教室	5回	5回	34回	50回		44回
リハビリ専門職等同行訪問	46回	18回	25回	190回		480回

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続ける地域づくり

基本方針1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域の包括的な支援体制づくり

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(見込み)	令和7年度(実績)	令和8年度の目標値
総合相談支援業務	32,054件	34,620件	33,287件	42,384件		34,932件
権利擁護業務	1,366件	1,326件	1,294件	1,711件		1,079件
包括的・継続的ケアマネジメント 業務	4,947件	5,904件	5,222件	6,072件		5,720件
介護予防ケアマネジメント業務 (要支援1・2)	6,789件	6,850件	7,047件	8,105件		7,196件
介護予防ケアマネジメント業務 (総合事業対象者)	6,297件	6,209件	6,122件	6,218件		6,709件
生活支援コーディネーター配置	8人	8人	8人	9人		8人
佐久市地域包括ケア協議会	1回	2回	3回	2回		2回
地域包括ケア協議会	7回	11回	15回	15回		15回
地域ケア個別会議 (課題解決型)	49回	40回	40回	24回		60回
気付き(自立)支援型地域ケア 個別会議	7回	10回	12回	12回		12回
家族介護者交流会参加者	103人	119人	203人	200人		140人

基本方針2 医療と介護が一体となった在宅療養の推進

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(見込み)	令和7年度(実績)	令和8年度の目標値
佐久医療介護連携推進協議会	中止	1回	2回	2回		2回
多職種連携会議 (カフェ交流会)	中止	中止	1回	1回		7回
多職種スキルアップ研修	1回	1回	1回(動画配信)	1回(動画配信)		1回
市民公開講座	中止	中止	1回	1回		1回
若い支度講座	1回	3回	1回	5回		6回

基本方針3 認知症にやさしい地域づくり

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(見込み)	令和7年度(実績)	令和8年度の目標値
認知症サポーター養成講座受講者数	567人	636人	651人	750人		800人
認知症サポーターステップアップ講座開催回数	0回	0回	2回	1回		6回
チームオレンジ設置	0チーム	0チーム	0チーム	0チーム		1チーム
認知症カフェ設立支援事業(延べ)	2件	3件	2件	4件		8件
脳の健康度測定事業	106人	57人	69人	74人		90人
脳いきいき健康教室	51人	23人	81人	103人		90人

基本方針4 日常生活を支援する体制の整備

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(見込み)	令和7年度(実績)	令和8年度の目標値
緊急通報システム新規設置台数	27台	31台	27台	31台		40台
ひとり暮らし高齢者等住宅補修事業件数	10件	8件	6件	6件		8件
外出支援サービス実利用者数	65人	51人	37人	30人		70人

基本目標Ⅲ 安心して介護サービスが受けられる環境づくり

基本方針1 介護人材の確保と介護サービスの質の向上

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(見込み)	令和7年度(実績)	令和8年度の目標値
介護(サービス)相談員の派遣(訪問施設数、延べ)	26件	26件	26件	43件		30件
	中止	中止	83回	230回		180回
ケアプラン点検事業所数	10件	9件	10件	16件		10件
社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減事業	3人	3人	3人	4人		現状以上
介護保険利用者負担援護事業	2人	1人	2人	2人		5人

基本方針2 災害・感染症への対策

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(見込み)	令和7年度(実績)	令和8年度の目標値
個別避難計画の作成に着手した地区	-	5地区	47地区	240地区		240地区
避難確保計画を作成した施設	27施設	27施設	27施設	27施設		51施設

基本目標Ⅳ 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

基本方針1 介護保険サービス基盤の整備

施設名称	施設種別	整備時期	開設時期	床数
けあビジョンホーム佐久	認知症対応型共同生活介護	令和5年度	令和6年4月1日	18床(2ユニット)
特別養護老人ホームシルバーランドみつ	介護老人福祉施設	令和6年度	令和6年4月1日	10床増床
特別養護老人ホーム佐久平愛の郷	介護老人福祉施設	令和6年度	令和7年3月1日	10床増床

令和5年度インセンティブ交付金

(保険者機能強化推進交付金, 介護保険者努力支援交付金)の得点状況等について

1、交付金の概要

インセンティブ交付金は、各保険者（市町村）の様々な取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を国において設定し、その評価指標の達成状況に応じて配分することで、取組を推進している保険者に対し財政的なインセンティブを与えつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを目的として創設された交付金です。

○交付金の種類

- ・保険者機能強化推進交付金（令和5年度交付額 13,819,000 円）
 - …各保険者における自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するために交付される。
- ・介護保険保険者努力支援交付金（令和5年度交付額 19,181,000 円）
 - …介護保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護予防・健康づくり等に資する取組について重点的に評価を実施し、その達成状況をふまえて交付される。

2、評価指標の達成状況（得点及び全国・県内平均との比較）

項目		配点	佐久市	全国平均	県内平均
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	推進・支援	170	130	104	137
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進					
(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	推進	100	75	58	69
(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	推進・支援	165	130	95	113
(3)在宅医療・介護連携	推進・支援	120	90	88	78
(4)認知症総合支援	推進・支援	140	100	91	80
(5)介護予防／日常生活支援	推進・支援	560	405	277	273
(6)生活支援体制の整備	推進	90	60	59	59
(7)要介護状態の維持・改善の状況等	推進・支援	600	240	265	252
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進					
(1)介護給付の適正化等	推進	120	75	65	61
(2)介護人材の確保	推進・支援	120	114	54	46
合計	推進+支援	2,185	1,419	1,156	1,168

3、評価項目に対する主な市の取組

- I ・介護保険事業計画のモニタリングの実施
 - ・交付金に係る評価結果の共有及び公表
- II ・オレンジカフェの実施
 - ・75歳、80歳のおたっしや訪問事業の実施
 - ・転倒骨折予防事業（ほねぶと健康クラブ）
 - ・ICTツール（Net4U）の活用
- III ・介護給付費適正化事業（研修等）の実施
 - ・外国人介護人材に対する生活相談事業の実施

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和6年度当初予算案（一般財源） 100億円（150億円）
（消費税財源） 200億円（200億円）

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減など、制度の効率化・重点化を図るための見直しを行ったところであり、令和6年度においてもこれらを踏まえつつ、引き続き保険者機能強化の推進を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
- ※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】

都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
- ② ケアマネジメントの質の向上
- ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
- ④ 介護予防の推進
- ⑤ 介護給付適正化事業の推進
- ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

【交付金の活用方法】

＜都道府県分＞

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

＜市町村分＞

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要なる事業を充実。

【補助率・単価】

定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】

国10/10

【事業実績】

交付先47都道府県及び1,571保険者（令和4年度）

＜交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ＞

